

## 第3次環境基本計画（平成18年4月7日閣議決定）

### < 抜粋 >

#### 第一部 環境の現状と環境政策の展開の方向

##### 第2章 今後の環境政策の展開の方向

（持続可能な社会をつくり出すための考え方）

##### 第1節 環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上

##### 第2節 環境保全上の観点からの持続可能な国土・自然の形成

##### 第3節 技術開発・研究の充実と不確実性を踏まえた取組

##### 第4節 国、地方公共団体、国民の新たな役割と参画・協働の推進

#### 第二部 今四半世紀における環境政策の具体的な展開

##### 第1章 重点分野ごとの環境政策の展開

##### 第9節 長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備

##### 第3項 行政施策における環境配慮のための手法の確立・推進

##### 第2章 環境保全施策の体系

##### 第2節 各種施策の基盤となる施策

##### 1 環境影響評価等

# 第一部 環境の現状と環境政策の展開の方向

## 第2章 今後の環境政策の展開の方向 (持続可能な社会をつくり出すための考え方)

これまでに述べたような現在の社会及び環境の状況や課題を踏まえると、序章でも述べたように、「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」、「環境保全上の観点からの持続可能な国土・自然の形成」、「技術開発・研究の充実と不確実性を踏まえた取組」、「国、地方公共団体、国民の新たな役割と参画・協働の推進」、「国際的な戦略を持った取組の強化」、「長期的な視野からの政策形成」を、今後の環境政策の展開の方向として重視すべきであると考えます。

### 第1節 環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上

#### 1 環境効率性の向上、環境と経済の好循環の実現による「より良い環境のための経済」と「より良い経済のための環境」の実現

これまでの日本の経済の姿には、均一のモノを大量に生産して大量に消費し、結果として大量に廃棄する面がありました。一方で、世界レベルで見ると、人口は増え続け、エネルギーや資源の消費も増加する圧力が高まり続けているのに対して、地球温暖化問題に見られるように、地球全体又は特定の系における環境面からの負荷の許容量には限界があります。そういった観点から、長期的に見れば、環境保全の観点から持続可能な社会・経済の姿を目指すことが、我が国経済の将来にわたる持続的な発展にも結びついていくものと考えます。特に、我が国がその一次エネルギーの多くを海外に頼っており、国際情勢が必ずしも安定しているとは言えないことを踏まえれば、社会経済の安定性の観点からも、エネルギーや資源利用の効率の高い持続可能な社会経済が望まれます。

そのような持続可能な社会経済を環境保全の視点から実現していくためには、環境効率性を高める、すなわち一単位当たりの物の生産やサービスの提供から生じる環境負荷を減らすべく努力することにより、我々が生み出す豊かさ、経済の付加価値が拡大しても環境負荷の増大につながらないようにする（デカップリング）必要があります。さらには、環境保全の観点から性能がすぐれた技術や製品をいち早く創り出すことにより、新たな経済活動が生み出されるといったような、むしろ、環境を良くすることが経済を発展させ、経済が活性化することによって環境も良くなっていくような環境と経済の関係（環境と経済の好循環）を生み出していくことを目指します。

このような社会経済の姿を実現するためには、経済活動に伴って発生する、公共財としての環境に対する影響が、市場経済の中で評価される必要があります。すなわち、知的付加価値が高い商品を開発することや、モノの機能に着目し、最終的に提供する価値を重視して、これをサービスの形で提供すること等、一定の価値を生産するために必要となる資源消費や環境負荷が少ない事業活動が、社会や消費者に評価され、発展していくような経済の姿に変えていく必要があります。

社会経済に環境配慮を織り込み、希少な環境資源の合理的利用を促進するための最も基本的な方策は、生産と消費の過程における環境の汚染のコストを市場価格に内部化することです。そのような観点から、汚染者負担の原則を環境保全のための措置に関する費用配分の基準として活用します。

また、製品の製造者など製品の設計や市場への投入を決めた者が、物理的または財政的に製品の使用後の段階で一定の責任を果たすという、拡大生産者責任の考え方も重要です。

持続可能な循環型の社会経済の姿を具体的に考えると、省エネルギーや3R推進等に向けた技術革新、製品設計や製造過程における環境配慮、さらには新たなビジネスモデルの構築等、環境負荷を減少させる努力が正当に評価され、報いられるために、仕組みづくりや消費者の意識改革を進める必要があります。

このような考え方に基づく施策として、例えば経済的手法は、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して各主体の経済合理性に沿った行動を誘導することによって政策目的を達成しようとする手法であり、情報的手法や自主的取組手法、手続的手法などとともに、環境的側面と経済的側面の統合的向上に寄与し得るものです。

環境への配慮を促す仕組みをつくる際には、できるだけ環境負荷の削減効果が高く、それに対して、社会全体として負担する費用ができるだけ少ない方法を用いるべきです。そのためには、製品やサービス、使用後も含めた物流システム等、製品やサービス提供全体に関して設計を行う段階において、トータルで見た環境負荷を減らすことにつながるように、仕組みの設計を行う必要があります。そのためには、様々な手法をベストミックスの考え方の下に適切に組み合わせる必要があります。例えば、製品やサービス等の設計を行う者にとって環境配慮を行うインセンティブが働くような合理的な仕組みづくりや、そのように環境に配慮された製品を消費者が選択的に購入することを促すことが重要です。そのような仕組みをつくる際には、環境への影響が大きい分野から優先的に対象としていくように努めます。

また、先進的な企業の取組に学びつつ、産業活動全体に広げていく視点も重要です。さらに、民間のガイドラインや基準等のうち、適切なものについてより広範に活用されるような条件整備に努める必要があります。

自然との関わりにおいても、自然を活用して経済活動を行うことが、活動の場となる自然の保護や維持・管理を適切に行うことを促し、また、それらの自然を適切に保全することによって、産業の基盤が保たれるような関係を創り出し、適切に保持していく必要があります。例えば、林業や漁業については、木材生産や水産物採捕によって得られた利益を、自らの生産活動の基盤である森林や海の整備及び保全に充てることにより、適切な林業や漁業の生産活動を継続することが、その場の環境保全にもつながります。また、今日では、経済の成熟化に伴い、自然とのふれあいの価値が増大しており、エコツーリズムへの関心が高まっています。エコツーリズムは地域経済を活性化させる効果がありますが、資源である自然を保全することが、その持続的な発展につながります。

また、環境に関わる新たな取組を国内の各主体が自主的に進めていくための、参考ガイドライン策定や標準づくりを国内で積極的に推進し、さらにはそれらを世界中に広めて、各国共通の取組としていくことが、世界的に我が国の役割を果たしつつ、我が国社会経済を持続可能な形で発展させていくためにも効果的と考えられます。

## 2 地域コミュニティ再生を通じた「より良い環境のための社会」と「より良い社会のための環境」の実現

我が国全体において持続可能な社会を実現するためには、すべての人にとって、すなわち各地域、各世代を通じて公平な形で、環境が保全されるとともに、他の側面における公平、公正に関わる様々な社会問題の解決が図られる必要があります。

そのためには、環境の保全と社会問題の解決の両面から、地域コミュニティの再生が重要な課題となります。地域共有の課題としての環境保全への取組を通じて社会問題解決の基盤にもなる地域コミュニティが活性化することが期待できる一方、地域コミュニティに活力がある場合には、環境保全の取組も積極的に行われる傾向があり、地域コミュニティによる、環境を保全する取組と社会問題解決能力の間に好循環を創り出す必要があります。

また、歴史的に見ても、里山や水路の管理等が地域コミュニティの社会的な課題として取り組まれ、それにより地域の環境保全がなされてきたように、環境問題と社会問題は近い関係を持っています。最近でも、企業による環境保全活動が社会的な責任の一環として行われるなど、環境的側面と社会的側面を同一の制度や運動の中で向上させようとする場面が増えてきています。このような関係を踏まえると、地域の実情に根ざした、地域で自発的に行われる環境保全の取組が重要です。このため、各地でそのような取組が行われるための条件を整備していきます。その際には、環境保全に対する国民の一般的な意識の高

揚をいかすとともに、自らの行動が環境の保全に結びついているという実感を持てるような取組に結びつけていくという観点からも、コミュニティ・ビジネスにつなげ、あるいは雇用の機会を増やすことに資するという事等も含め具体的に環境保全に資する活動を行う機会を提供する視点が重要です。そのような活動を通じて、地域において環境保全活動を行う人材が育成され、ネットワークが形成されるとともに、地域の様々な人々が地域コミュニティに積極的に関わることによって、地域コミュニティのつながりが強化されると考えられます。このことにより、社会教育や助け合いに関する機能等、地域コミュニティの社会的側面も統合的に向上していく効果が期待されます。

### 3 100年後の世代にも伝えられるライフスタイルへの転換に向けて（略）

#### 第2節 環境保全上の観点からの持続可能な国土・自然の形成

##### 1 自然環境の多様性の維持と質の回復・向上による、ストックとしての国土の価値の増大

自然環境は、それ自体としての価値に加え、例えば、緑地、水辺等によって都市に風を呼び戻すことや水資源を供給すること等様々な恩恵を我々の生活に与えてくれています。自然環境について、多様性の維持と質の回復・向上等を通じ、持続的に前述の価値や望ましい影響を生み出せる状態を保ち、さらには生み出される価値や恩恵がより大きなものとなるよう働きかけていく必要があります。そのような、ストックとしての国土の価値の増大が重要な課題となっています。そのため、国土に対する正負の両面からの働きかけが蓄積された結果としての、現在及び将来における状態に着目して国土の価値を高める視点が必要です。具体的には、自然環境の適切な保護・管理に加え、自然再生や、不法投棄された廃棄物の処理等負の遺産の処理や、多様で健全な森林の維持・整備など正の遺産の保全・創出を進めていきます。

生物多様性保全のために、生物の生態特性に応じた、生息・生育空間のつながりや適切な配置が確保された生態系ネットワークを構築するような視点を持って、国土・自然の形成を進めていきます。

これらのことを考えるに当たっては、自然環境の回復には長期間必要であることも踏まえ、50年、100年といった長期にわたる視点が必要になります。

##### 2 既存ストックの活用や農林水産業の機能にも着目した、環境保全上の観点から考えられる持続可能な国土づくりの推進

自然と人間の共生を考慮し、持続性に着目した、環境保全と環境の賢明な利用の観点からの国土づくりや地域づくりを行います。すなわち、生態系の自然的価値の維持と両立させた方法で人類の利益のために環境要素を持続的に利用するワイズユースの考え方を取り入れます。その際には、自然や地域の環境に関わる様々な情報も活用する必要があります。また、国土づくりにおける環境効率性向上のため、『既存物にも着目し、ストックとしての国土の価値を高める』という視点も重視します。そのため、既存の施設や人工林等、人為的な働きかけなどにより形づくられてきた様々なものについて、現在の利用状況や果たしている役割及び将来予測に基づいて当初の機能に新たな機能を付加するために手を入れることなども含めて、適切に維持管理することによって有効活用されるようにすることが重要です。

農林水産業の活動及び森林が地域・流域や沿岸域の環境及び地球環境を保全する機能を発揮している面もあります。それに対して、産業構造や社会構造の変化もあり、それらの機能が十分に発揮されにくくなってきているのではないかと懸念されています。今後、それらの機能が十分に発揮されるよう、国はそれらの機能を評価した上で支える仕組みを、地域は地域の財産として支える取組を、国民は自分の生活を支えているそれらの機能を守るといった観点からの支援を進めることなどが必要になってきています。

また、全体構造や生活インフラ、さらには、地域コミュニティの活力が維持・活性化されるために必要なネットワークづくりの場の確保等、様々な面から、持続可能な社会生活を送ることができるように配慮したまちづくりが行われる必要があります。

環境保全上の観点から考えられる持続可能な国土づくりを推進するためには、諸制度に基づき国が策定する国土づくりに関わる計画や、地方公共団体が策定する地域づくりの計画の策定に当たっても、このような考え方を踏まえる必要があります。

### 第3節 技術開発・研究の充実と不確実性を踏まえた取組

- 1 科学的知見、科学技術の充実（略）
- 2 施策決定における最大限の科学的知見の追求

環境に関わる施策を検討する際には、環境リスクの考え方などを用いてできるだけ合理的な判断を行う必要があります。そのためには、関係者と適切な役割分担をしつつ、その時点において合理的なコストの下で得ることができる最善の科学的知見を活用する必要があります。特に、不可逆的な環境保全上の問

題が発生するおそれがある施策決定に際しては、その問題の影響の大きさ等に  
応じて、知見を得る努力を十分に行う必要があります。その知見を基に、現在  
のみならず、将来世代への影響も踏まえつつ、当該施策の必要性和施策実施に  
伴う社会全体に生じるコストをできるだけ幅広く客観的に明らかにしつつ施策  
決定を行うよう努めます。

### 3 予防的な取組方法の考え方などによる、不確実性を踏まえた施策決定と柔 軟な施策変更

科学的知見は常に深化するものである一方、常に一定の不確実性を有するこ  
とは否定できません。しかしながら、不確実性を有することを理由として対策  
をとらない場合に、問題が発生した段階で生じる被害や対策コストが非常に大  
きくなる問題や、地球温暖化問題のように、一度生じると、将来世代に及ぶ取  
り返しがつかない影響をもたらす可能性がある問題についても取組が求められ  
ています。このような問題に対しては、完全な科学的証拠が欠如していること  
をもって対策を延期する理由とはせず、科学的知見の充実に努めながら対策を  
講じるという、予防的な取組方法の考え方に基づく対策を必要に応じて講じま  
す。予防的な取組方法の考え方に基づく対策が必要になるような場合には、ど  
の程度の不確実性があるのかも含めた、それぞれの時点において得られる最大  
限の情報を基にしつつ、迅速に具体的な対策の検討を進めていく必要があります。

また、一定の不確実性を残しつつ政策判断を行うためには、関係者や場合によ  
っては国民全体との合意づくりが不可欠になります。そのためには各主体と  
適切なコミュニケーションがとられる必要があります。まずは、できるだけ幅  
広い情報をわかりやすく提供するとともに、情報へのアクセス機会を増やす必  
要があります。しかしながら、すべての関係者の合意を得ることを優先して対  
策を遅らせることができない場合もあります。その場合は、どのような検討を  
行ってどのような理由で政策判断を行ったかについて、十分な説明を行う必要  
があります。このような予防的な取組方法の考え方を具体的な場面でどのよう  
に当てはめていくかということについては、国際的な議論の動向も踏まえつつ、  
検討していくことが必要です。

一度政策判断を行った問題についても、その後の研究等により当該問題に関  
する知見が向上したり、新たな事実が判明したりすることによって、前提とな  
る判断材料に変更が生じた場合は、説明責任を果たしつつ、柔軟に施策変更を  
行う必要があります。

特に、生態系については複雑で常に変化し続けていることから、そのすべて  
はわかり得ないことを認識し、謙虚に慎重に行動することを基本としつつ、そ

の管理と利用については、モニタリング調査の結果などに応じて順応的に、柔軟に行う必要があります。

#### 第4節 国、地方公共団体、国民の新たな役割と参画・協働の推進

##### 1 国、地方公共団体、国民の役割を踏まえた連携の強化

環境は有限な公共財であり、かつ、環境問題は複雑な因果関係によって発生する場合があります。そのため、政府が何もせずに市場に任せるだけでは適切な状態に保たれない場合があります。また、環境保全を願う国民や、企業やNPO等を含む民間の各種組織の意欲や行動が、必ずしも環境を持続可能なものにする効果につながっていない場合があります。そのため、国は、単純に市場に任せるだけでは適切でない点を補正することに加え、環境保全への意欲が適切な実践や参加につながるように、仕組みづくりやパートナーシップづくりを、地方公共団体と役割分担しながら進めていきます。

ナショナルミニマムの確保等、国全体や地球規模の視点から基本的なルールを策定することや必要な施策を展開することは引き続き国の役割として進めていきます。ただし、そのような際にも、できるだけ現場に根ざした判断を行う必要があります。また、地方公共団体の取組を参考にすると、現場の情報の収集に努めます。また、民間において自主的に設けられた基準やガイドラインと行政の施策との有機的な連携に努めます。

一方で、より小規模で地域に密着した主体の方が自らの周辺状況に関する情報を密に持つ等、個別の事情に応じてより効率的、効果的に環境保全の取組を行うことができる場合も多くあります。そのような観点から、地方公共団体の役割が重要になっています。また、三位一体の改革にも見られるように、日本社会の成熟化に伴い、地方公共団体の自立が強く期待されているところです。ただし、地方公共団体が実施する事務についても、問題によっては、日本全体にとって最適な選択となるよう、国単位で施策を考えることが求められるものがあり、そのような場合には、国が法令に基づく一定の基準の作成や調整を行います。特に、環境政策の基盤となる、環境の状況に関する監視・観測等については、全国で整合性のあるデータが得られるように適切な関与を行う必要があります。

また、行政の施策展開においても地域における市民や民間の各種組織の活動が重要な役割を担うようになってきており、今後さらにそのような働きを促進していきます。

これらを踏まえて、国、地方公共団体、国民それぞれの役割を明らかにしつつ、同時に、十分なコミュニケーションを図りながら連携を図っていく必要が



あります。

## 2 施策プロセスへの広範な主体による参画の促進

人類の活動が質量ともに拡大し、複雑化している中、環境保全に関わる課題についても、不確実性のある中で対策を検討すべき課題や、価値観に関わる問題等、従来の社会システムや科学的知見に基づくだけでは、客観的な条件に基づいて単純な判断を下すことが難しい課題が増えてきています。また、施策の実施段階で国民や民間の各種組織の協力を求める必要のある施策も増えてきています。そのため、施策の形成・決定過程について、女性の参加・参画を拡大することをはじめ、国民や民間の各種組織が、持続可能な社会づくりの観点から十分な参加・参画をできるようにしていくための仕組みづくりを進めていきます。

国民や民間の各種組織の積極的な参加・参画を促進するためにも、そのような施策決定に際しては、できるだけ幅広い情報を示しつつ、かつ、どのような検討を経てどのような理由でその施策決定がなされたか、行政として説明していきます。

さらに、施策の実施や事後の評価プロセスについても、国民や民間の各種組織の参加・参画を得ながら進めていきます。

## 3 行政と国民とのコミュニケーションの質量両面からの向上

環境の観点から持続可能性を高めていくためには、環境に関わる情報が豊富に存在し、十分に活用される必要があります。そのためには、国民や民間の各種組織が有する情報と行政が有する情報が、お互いにとって活用しやすい状態にある必要があります。そのような観点から、民間・行政を問わず環境に関わる情報が効率的・効果的に収集され、かつわかりやすい形で提供される必要があります。また、そのような情報の交流と、それに基づく国民や民間の各種組織の意見が、政策決定にいかされる必要があります。例えば、欧州を中心としたオース条約への対応の中に見られるように、諸外国においても、行政の保有する環境に関する情報を国民が容易に得られるようにするための取組が、政策決定への参画と併せて行われています。我が国においても、行政の保有する環境に関わる情報が国民にとって有益な形で有効活用されるとともに、そのような情報を活用した意見が政策決定にいかされるようにしていく必要があります。

## 第二部 今四半世紀における環境政策の具体的な展開

### 第1章 重点分野ごとの環境政策の展開

#### 第9節 長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備

#### 第3項 行政施策における環境配慮のための手法の確立・推進

##### 1 現状と課題

社会経済システムを環境に配慮したものへと転換する政策手法については、第7節において述べたように、民間主体に関しては、経済的手法、情報的手法等の活用が考えられます。

行政主体の活動は、社会経済活動に広汎かつ多岐にわたる影響を与えるものであることから、環境へ影響を及ぼすと認められる施策の策定や実施に環境配慮を組み込むため、施策の環境への影響を検証しながら影響の低減のための検討を行うことが必要です。これに関しては、これまで以下のような様々な取組が図られています。

##### (1) 戦略的環境アセスメント

戦略的環境アセスメントについては、廃棄物分野における戦略的環境アセスメントの適用の考え方が整理され、試行的なガイドラインが提示されたほか、海外事例等に係る報告書も公表されるなど、着実に検討が進展しています。

諸外国においては、特に欧州において、国際連合欧州経済委員会の議定書や欧州連合の指令に基づき、計画等の策定プロセスから独立した手続とする戦略的環境アセスメントに関する制度化が進展しています。開発途上国援助の分野においても、独立行政法人国際協力機構の環境社会配慮ガイドラインにおいて戦略的環境アセスメントの考え方が導入されるなど、その実施が進んでいます。

また、2002年、OECDによる日本の環境保全成果レビューに関する報告書において、我が国は戦略的環境アセスメントの体系的な実行について必要な措置を講ずるよう勧告されたところです。

埼玉県、京都市等においても、要綱等の策定による戦略的環境アセスメントに関する制度化や、複数の事例への適用等、その実施例が積み重ねられつつあります。また、戦略的環境アセスメント等の事業に先立つ上位計画等における環境配慮の導入に関し、多数の地方公共団体で検討が行われています。

道路、河川、空港、港湾等の公共事業についても、その計画プロセスにおけ

る情報公開や市民参加のガイドライン等の提示等、関連する取組が進展しています。

戦略的環境アセスメントについては、国際的に制度化に向けた気運が盛り上がっており、国内でも地方公共団体における実施例が増えつつあるなど、国内外における状況が進展しています。今後は、導入に向けた一層の取組を進めることが必要です。

## (2) 環境影響評価

環境影響評価については、関連する科学的知見の蓄積や実施状況を踏まえ、環境影響評価の項目の選定等に関する基本的事項の改正や、これを踏まえた、事業の種類ごとに具体的な指針を定める主務省令の改正が行われました。また、環境影響評価の技術手法について、最新の科学的知見に基づく整理・検討が実施されるとともに、適切な事後調査の実施方法についての情報提供等が実施されています。

今後は、引き続き、技術手法のレビューや、方法書手続の機能を十分に発揮するための検討、関係者間のコミュニケーションを進めるための手法開発等を進め、環境影響評価の一層の充実を図ることが必要です。

## (3) 環境管理システム

環境管理システムとは、環境に関する方針を自ら設定し、その達成に向けて取り組むための体制及び手続をいい、企業等では ISO14001 等に基づきその導入が進んでいます。国においても、行政主体としての活動に環境配慮を積極的に織り込むため、すべての府省において環境配慮の方針が策定されるなど、その取組が着実に進んでいます。これらにより、特定の事業だけではなく、活動全体について環境の保全に配慮するという仕組みを定着させていくことが必要です。

また、多数の地方公共団体においても、自らの活動について環境管理システムを導入し、その活動に環境への配慮を織り込む動きが見られます。

今後は、環境配慮の方針に基づく国の取組の実績を踏まえ、その内容をより充実させていくとともに、新たに取組もうとする地方公共団体を支援していくことが必要です。

## 2 中長期的な目標

国をはじめとする行政主体の様々な活動において、環境への配慮を確実に組

み込むことが必要となっています。

このため、あらかじめ行政主体により、科学的な予測・評価が確実に行われ、様々な施策の推進による環境影響や環境負荷をより一層低減させるための検討が透明性・客観性を確保しつつ確実に実施される、いわば「行政における意思決定のグリーン化」に資する諸活動を推進します。

### 3 施策の基本的方向

#### (1) 基本的方向性

個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画（上位計画）や政策の策定や実施に環境配慮を組み込むための戦略的環境アセスメントの考え方をさらに具体化するとともに、その仕組みの確立に向けての検討を推進します。現行の環境影響評価については、事業の特性に応じて、より分かりやすいものとして実施されるよう、また、事業が環境の保全についてより適正に配慮したものとなるよう、取組を進めます。国際的には、戦略的環境アセスメントに係る制度面での先進各国との整合性を図るとともに、開発途上国に対する、戦略的環境アセスメントや環境影響評価に係る制度面や実施面での情報提供等の協力・支援を推進します。また、国や地方公共団体が、行政主体としての活動に環境配慮を組み込むため、環境管理システムの導入やより効果的な実施を図ります。

#### (2) 各主体の役割

##### ア 国

各主体の取組を推進するため、また、自らの活動に環境への配慮を組み込むため、(1)に掲げた基本的方向性に沿って各種取組を実施します。

##### イ 地方公共団体

戦略的環境アセスメントに関する取組を推進するとともに、環境影響評価に関し、適切な意見の提出、地域の環境状況に関する情報の収集・整備・提供を行うこと等が期待されます。また、環境管理システムに関しては、その導入やより効果的な実施が期待されます。

##### ウ 国民

行政の施策の策定及び実施に環境配慮をより確実に反映させるため、適切に環境の保全の見地からの意見を述べること等が期待されます。

## 4 重点的取組事項

### (1) 戦略的環境アセスメント

上位計画や政策の決定における環境配慮のための仕組みである戦略的環境アセスメントについては、近年、欧州各国や開発途上国においてその推進が図られており、我が国でも、環境影響評価法において港湾計画に係る環境影響評価が定められています。欧州連合等の加盟国や一部の地方公共団体においては、上位計画が及ぼすおそれのある環境影響への配慮に関する、評価書等の作成や環境部局と関係機関との協議等が制度化されていること等から、それらの進展状況や実施例を参考にし、国や地方公共団体における取組の有効性、実効性の十分な検証を行いつつ、我が国における計画の特性や計画決定プロセス等の実態に即した戦略的環境アセスメントに関する共通的なガイドラインの作成を図ります。

これらの取組を踏まえ、欧州等諸外国における戦略的環境アセスメントに関する法令上の措置等も参考にしながら、上位計画の決定に当たっての戦略的環境アセスメントの制度化に向けての取組を進めます。さらに、政策の決定に当たっての戦略的環境アセスメントに関する検討を進めます。

また、諸外国や地方公共団体の取組状況や実施例に関する情報の収集・提供、地方公共団体の取組に対する技術的支援等を推進します。

### (2) 環境影響評価

環境影響評価法に基づく方法書手続や環境保全対策についての複数案の比較検討等を通じて、開発行為への環境配慮の統合をより一層進めるとともに、改正後の基本的事項や主務省令に基づき、事業の特性に応じた、より分かりやすい環境影響評価の実施に努めます。併せて、住民等の理解の促進のため、方法書等の閲覧や意見提出におけるITの活用や、より分かりやすい方法書等の作成の推進に努めます。また、調査・予測等に係る技術手法の開発を引き続き推進するとともに、調査等の手法、環境保全措置等様々な情報の整備・提供・普及、専門家の技術の向上を促すための措置を講じます。特に、アジア地域における環境影響評価の実施能力向上（キャパシティ・ディベロップメント）や整合性確保のため、技術協力や情報交換を推進します。

環境影響評価法については、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、法の見直しを含め必要な措置を講じます。

### (3) 環境管理システム

国においては、各府省における環境配慮の方針に基づき、それぞれの活動における環境配慮の実施を推進します。また、その実施状況を点検し、その結果をそれぞれの活動に反映していくための仕組みの強化等、環境管理システムの導入に関する取組を充実していきます。

地方公共団体においても、環境管理システムの導入が更に推進されるよう、国や地方公共団体における取組に関する情報の提供等、必要な支援を行います。

## 第2章 環境保全施策の体系

### 第2節 各種施策の基盤となる施策

#### 1 環境影響評価等

総合的な観点から環境保全を図っていくためには、国などの施策や事業の策定・実施に当たって、あらかじめ環境保全上の配慮を行うことが極めて重要であることを踏まえ、次のような施策を推進します。

環境保全上の支障を未然に防止するため、環境に影響を及ぼすと認められる国の施策を立案し、実施するに当たっては、環境保全の観点から検討を行い、適切な配慮を行います。

国の実施する社会資本などの整備のための公共事業については、戦略的環境アセスメントの検討など前章第9節に示した考え方を踏まえ、計画段階からその実施が環境に及ぼす影響について調査予測を行うなど環境保全上の検討を行い、適切な配慮を実施します。

規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業の実施にあたり、国においては、環境影響評価法などに基づく環境影響評価の適正な運用に努めます。また、地方公共団体において条例などに基づいて実施されている環境影響評価については、的確な実施が確保されるよう、環境影響評価の実施に必要な情報の提供や技術的支援などに努めます。

国などの施策や事業の策定と実施に当たっての環境保全上の配慮の徹底を図るため、環境配慮の在り方、手法などに関する調査研究を引き続き進めます。

## 最近の戦略的環境アセスメント等を巡る動向について

戦略的環境アセスメント（以下「SEA」という。）等に関する最近の動向として、国内外で次のような取組が行われている。

### 1. 環境省における検討状況

#### (1) SEA 試行ガイドラインの検討

- ・ 市町村の一般廃棄物処理計画を対象にケーススタディを実施し、その結果を取りまとめるとともに、その過程で明らかになった SEA を試行するに当たっての重点事項や留意事項等を抽出し、SEA 試行のためのガイドラインとして取りまとめた。（平成 15 年 11 月）
- ・ 一般廃棄物処理施設整備計画の構想段階における SEA 試行ガイドラインの作成のため、ケーススタディを実施した。（平成 15 ～ 16 年度）

#### (2) 地方自治体との連携等

- ・ SEA の制度化、地方の計画策定等への SEA の考え方の導入を検討している地方自治体を対象に、SEA 地方連絡会を設け、自治体相互又は国との情報及び意見交換を通じ、共通論点の整理、議論、理解の向上を図る等、連携を図っている。
- ・ 都道府県及び政令市における、SEA など政策や計画等の策定段階において環境配慮を組み込むための仕組み（環境配慮制度）の導入への取組について調査を実施し、その結果を取りまとめた。（平成 16 年 3 月）
- ・ 青森県が検討を進めている「新むつ小川原開発基本計画」の策定に当たり、青森県が実施を予定している環境影響評価の基本的な考え方及び留意点について、青森県から環境省に対し見解が求められたため、環境省は見解を指針として取りまとめ、青森県に提示した。（平成 17 年 3 月）  
また、環境影響評価書について青森県知事から環境大臣意見を求められたため、平成 19 年 3 月 2 日付けで意見を提出した。



### (3) 諸外国における SEA に関する調査

- ・ 諸外国(米国、カナダ、オランダ等)における政策・法案に対する SEA 制度について調査を行い、その結果を取りまとめた。(平成 16 年 3 月)
- ・ EU の SEA 指令に対応した制度を導入した又は導入しつつあるイギリス及びドイツを対象として、当該 SEA 制度について調査を行い、その結果を取りまとめた。(平成 17 年 3 月)
- ・ 諸外国(OECD 加盟国、EU 加盟国、アジア諸国)における SEA 制度の導入状況について調査を行い、その結果を取りまとめた。(平成 18 年 3 月)

## 2. 他省庁等における検討状況

### (1) 国土交通省

「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン」(平成 15 年 6 月)のほか、事業分野ごとに下記のガイドライン等を策定。

道路：構想段階における市民参画型道路計画プロセスのガイドライン  
(平成 14 年 8 月、平成 17 年 9 月改訂)

河川：河川事業の計画段階における環境影響の分析方法の考え方(平成 14 年 12 月)

空港：一般空港の整備計画に関するパブリック・インボルブメント・ガイドライン(案)(平成 15 年 4 月)

港湾：港湾の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン  
(平成 15 年 8 月)

### (2) 農林水産省

農業農村整備事業の構想段階における戦略的環境影響評価のあり方について調査を実施。(平成 15 年度から平成 16 年度)

### (3) 国際協力機構

「JICA 環境社会配慮ガイドライン」に SEA の考え方を導入。(平成 16 年 4 月)

## 3 . 地方公共団体における検討状況

- 下記の都県及び政令市で SEA 制度が導入されている。(別紙 1、別紙 2 参照)
  - 埼玉県  
埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱の制定(平成 14 年 4 月施行)
  - 東京都  
計画段階環境影響評価制度の条例化(平成 15 年 1 月施行)
  - 広島市  
多元的環境アセスメント実施要綱の制定(平成 16 年 4 月施行)
  - 京都市  
京都市計画段階環境影響評価要綱の制定(平成 16 年 10 月施行)
- その他の道府県及び政令市でも、約半数近くにおいて戦略的環境アセスメントの検討が行われている。(別紙 3 参照)
- 個別のケースでは、
  - 青森県が、「新むつ小川原開発基本計画」に係る環境影響評価を SEA により実施している。
  - 長野県では、中信地区の廃棄物処理施設の建設計画にあたり、SEA を用いた検討が実施されている。

## 4 . 海外における動向

- EU の SEA 指令(「一定の計画及びプログラムの環境に及ぼす影響の評価に関する 2001 年 6 月 27 日の欧州議会及び欧州理事会の指令 2001/32/EC」)において、加盟国は 2004 年 7 月 21 日までに指令に適合す

るために必要な法律、規則等を発効させることを義務付け。

- ・ 欧州、北米以外の国、例えば、アジアの中国、韓国などにおいても、戦略的環境アセスメント制度が導入されている。
- ・ 戦略的環境アセスメント制度を導入している主な国等は下記のとおり。  
(別紙 4 参照)

#### 【北米】

アメリカ：国家環境政策法（1969 年）

カナダ：閣議指令（1990 年、1999 年、2004 年）

#### 【欧州】

EU：SEA 指令（2001 年採択・発効）

\* 2007 年 1 月時点で 27 か国中 25 か国が導入

UNECE：SEA 議定書（2003 年採択）

\* 2005 年 5 月時点で 2 か国が批准

オランダ：環境管理法（1987 年、1997 年）、環境テスト（1995 年、2002 年）

イギリス：SEA 規則（2004 年）

ドイツ：環境影響評価法（2005 年）

#### 【アジア】

韓国：環境政策法（1999 年、2005 年）

中国：環境影響評価法（2003 年）

## 国内における上位計画等に対するS E A制度

	埼玉県 (戦略的環境影響評価実施要綱) 平成14年4月1日施行	東京都 (環境影響評価条例) 平成15年1月1日施行	広島市 (多面的環境アセスメント実施要綱) 平成16年4月1日施行	京都市 (計画段階環境影響評価要綱) 平成16年10月1日施行
目的	環境に著しい影響を及ぼすおそれのある個別事業の計画等の立案段階において、戦略的環境影響評価を行うことにより、環境の保全と創造について適正に配慮がなされることを期し、もって環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築に資する(同要綱第1条)	環境影響評価及び事後調査の手續に關し必要な事項を定めることで、計画の策定に際して環境保全について適正な配慮がなされることを期し、もって都民の健康で快適な生活の確保に資する(同条例第1条)	真に持続可能な社会の実現を目指すため、現行の環境アセスメント制度の限界を補完し、事業に先立つ政策や計画等の立案から事業の実施に至るまでの各段階に環境への配慮を組み入れ、環境への負荷をできるだけ少なくしていくシステムを構築する(基本構想 <sup>1</sup> 第1章 趣旨)	土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の計画立案段階において、計画段階環境影響評価を行いその結果を当該計画の内容決定に反映させることにより、環境の保全及び創造について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に資する(同要綱第1条)
対象計画等	個別事業で環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものとして要領で定めるもの(道路の新設・改築等20事業)のうち、県が策定する当該事業に係る計画等	広域複合開発計画:30ha以上の地域において複数の対象事業を実施し対象計画、規模、計画人口及び用途別土地利用計画を定める計画 個別計画:事業アセスメント対象規模の2倍以上の規模の事業に係る計画のうち事業の実施場所、規模、施設の構造・配置を定める計画	広島市環境影響評価条例で定める対象事業(道路の新設・改築等16事業)を実施するために市が策定する計画等	第1種計画・第2種計画:別に定める事業の事業基本計画(個別の事業に係る主要な内容等を定めようとする計画)で市が策定するもの 第3種計画:上位計画(事業基本計画の内容を拘束するような計画)のうち別に定めるもの <sup>2</sup>
実施主体	対象計画等の策定主体(埼玉県又は要綱に基づき戦略的環境影響評価を実施しようとする県内市町村)	対象計画の策定主体(東京都(東京都と民間事業者が連携している場合は除く))	対象計画等の策定主体(広島市)	対象計画等の策定主体(京都市(計画を策定する局等の長))
評価項目の選定(スコーピング)	計画等策定者は、計画等の特性及び関係市町村の地域概況を勘案した上、技術指針に掲げる環境要素の範囲の中から調査・予測・評価の項目を選定 計画等策定者は、戦略的環境影響評価計画書を作成し、知事に送付	環境影響評価の項目は、公害の防止、生活環境、自然環境、歴史的環境、人と自然との豊かな触れ合い、環境への負荷等について、規則で定めるものの中から選択する	計画策定者は、計画等や地域の特性を考慮して評価項目等の重点化・簡略化を検討し、多面的環境アセスメント計画書を作成するとともに市長に提出	計画策定者は、現状調査を踏まえ、計画特性・地域特性を考慮して評価項目等を検討し、その内容について、環境局長と協議を行なう
複数案の比較評価	対象計画等の立案段階で検討している複数案について相対的に評価 環境の現況又はその推移(ゼロ代替案)及び個々の原案の環境への影響を明らかにした上で原案の比較評価を行い、さらに関連する社会経済面の推計結果を考慮しつつ必要な環境配慮の方向性を示す	対象計画を策定しようとするとき複数の対象計画の案を策定し環境配慮書を作成 複数の対象計画案を策定できない場合は、環境配慮書等の提出に代えて、その理由等を記載した書面を知事に提出しなければならない	多面的環境アセスメント計画書を作成する際の項目の一つとして、複数案(ゼロ代替案を含む)が掲げられている(ゼロ代替案については、「基本構想」において規定)	計画特性・地域特性を考慮して複数案を設定(ゼロ代替案については、設定することが望ましい) 複数案については、設定に当たっての環境局長との協議、報告書案を作成する際の項目の一つとして規定

1 広島市多面的環境アセスメント基本構想

2 「河川法に基づく河川整備計画」及び「廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理計画のうち一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画」が定められている

	埼玉県	東京都	広島市	京都市
社会面・経済面に関する評価との関係	社会経済面の検討は、実行ある環境配慮の検討を効果的に行うために実施	対象計画の案は、できる限り事業の実施による環境影響の回避・低減・損なわれる環境の代償が図られるようにするとともに、社会的要素・経済的要素を踏まえ、採用可能なものとして計画の内容又は環境の保全のための措置が異なる複数の案を策定する	現実性のある環境配慮の検討のため、環境面の保全対策や影響の違いにより社会経済面の影響がどのように異なるかを複数案について比較検討し、明らかにする	作成した複数案について、計画等の実現可能性を検討する際の参考として、社会経済面の情報を整理
環境影響評価文書の作成	計画等策定者は、戦略的環境影響評価計画書に対する住民等意見・知事意見を踏まえ当該計画書の記載事項に検討を加え、技術指針に従って調査等を行い、戦略的環境影響評価報告書を作成し、知事等に送付	計画等策定者は、技術指針に基づいて複数の対象計画の案を策定し、それらが環境に及ぼす影響について調査等を行い、環境配慮書を作成し知事に提出	計画策定者は、多元的環境アセスメント計画書に対する住民等意見・市長意見を踏まえ検討を加え、当該計画書に基づいて多元的環境アセスメントを実施して、多元的環境アセスメント報告書を作成し市長に提出	計画策定者は、複数案の設定、評価項目の選定等の環境局長との協議結果を踏まえ、技術指針に従い計画段階環境影響評価を行い、環境影響報告書案を作成し環境局長に提出
累積的・複合的影響の評価	(規定なし <sup>3)</sup> )	その実施が複合的かつ累積的に環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発計画として「広域複合開発計画」を対象	(規定なし <sup>4)</sup> )	(規定なし <sup>4)</sup> )
公衆・専門家の関与	知事は、計画等策定者から送付された計画書・報告書について公告・縦覧環境の保全と創造の見地から意見を有する者は縦覧期間満了の日までの間に環境への配慮に関する意見書を計画等策定者に提出できる 知事が意見書を作成する場合は、報告書について環境の保全と創造の見地から意見を聴くため公聴会を開催  知事の求めにより戦略的環境影響評価技術委員会を設置(専門家) 技術委員会は計画書・報告書に対する知事意見を作成する際に知事が意見を聴くための組織(戦略的環境影響評価に関する技術上の重要事項を調査)	知事は、計画段階関係地域を定めた後環境配慮書について公示・縦覧事業者は、縦覧期間内に計画段階関係地域内において説明会を開催 都民は、環境配慮書の内容について、環境保全の見地からの意見書を知事に提出することができる 知事は、縦覧期間の経過後、環境配慮書の内容について都民の意見を聴く会を開催  知事の附属機関として東京都環境影響評価審議会を設置 審議会は、(特例 <sup>5</sup> )環境配慮書審査意見書の作成に関して知事から諮問を受け答申するとともに、複数案を設定できない理由等について知事に意見を述べる	市長は、計画策定者から提出された計画書・報告書について公告・縦覧環境の保全と創造の見地から意見を有する者は公告の日から45日以内に意見書を計画策定者に提出できる 市長は、市民等の意見を聴くため公聴会を開催  専門家で構成する環境影響評価審査会を設置 市長は、計画書・報告書について市長意見を述べるときは、環境影響評価審査会の意見を聴く	市長は、計画策定局長等から環境局長に提出された報告書案について公告・縦覧 計画策定局長等は縦覧期間内に報告書案について説明会を開催 報告書案について環境配慮の観点から意見を有する者は縦覧期間内に市長に意見書を提出することができる 市長は、計画策定局長等から環境局長に提出された報告書について公告・縦覧  専門家で構成する環境影響評価審査会を設置 市長は、環境局長が計画策定局長等に対し意見書を提出する前に環境影響評価審査会の意見を聴く
環境部局の関与	知事は、計画書・報告書について、環境の保全と創造の見地からの意見書を計画等策定者に送付 計画書・報告書について事前に関係市町村長の意見を聴取	知事は、環境配慮書について環境の保全の見地から審査し、環境配慮審査意見書を作成して、事業者・関係区市町村長に送付 環境配慮書について事前に区市町村長の意見を聴取	市長は、計画書・報告書について、環境の保全と創造の見地からの意見書を計画策定者に対して送付	環境局長は、計画策定局長等から市民等からの意見及びその見解書の提出があったとき、環境配慮の観点からの意見書を計画策定局長等に送付

3 「埼玉県戦略的環境アセスメント基本構想参考資料」において、予測・評価の技術手法等について検討を行うこととしている

4 「基本構想」では調査・予測・評価する手法等について検討を行うこととしている

5 事業段階環境影響評価書案の作成の免除を受ける場合に作成

(別紙2)

国内における上位計画等に対するSEA事例

【埼玉県】

計画等の名称 【事業種】	地下鉄7号線延伸計画(浦和美園～岩槻) 【鉄道の建設】	所沢市北秋津地区土地区画整理事業(基本構想) 【土地区画整理事業】	彩の国資源循環工場第 期事業基本構想 【廃棄物処理施設の設置、工業団地の造成】
計画等策定・ 評価主体	埼玉県	所沢市	埼玉県
計画等の目的	地下鉄7号線延伸線(浦和美園～岩槻～蓮田)は、運輸政策審議会答申(H12.1.27)で、目標年次(2015年)までに開業することが適当である路線と位置付けられており、東京都心部への速達性向上、既設線の混雑緩和、鉄道の不便地域の解消などを図るために整備するもの。	対象計画地域(旧暫定市街化調整区域)は、所沢駅に近接し周囲も市街化が進んでいる状況にあることから、対象計画区域において、土地区画整理事業により良好な市街地整備を図るもの。	公共関与による廃棄物処理施設の中核拠点機能をさらに拡充するため、資源循環工場第 期事業の隣接地にフィールドを拡大して、さらに再資源化施設を充実させるとともにひっ迫する最終処分場を確保することで、県内で発生する循環利用可能な廃棄物の「全量県内再資源化」を目指すもの。
計画等の概要	実施区間：浦和美園駅～岩槻駅 線路延長：埼玉県内 延長約7 km	対象計画区域：所沢市北秋津地区 対象区域面積：50.6 ha	対象対象区域：埼玉県寄居町(面積：約40.4ha) 廃棄物処理施設：最終処分場、再資源化工場
手続の状況	H14.10.15～「戦略的環境影響評価計画書」縦覧・住民意見書提出(1月間) H14.12.3 関係市町村長意見提出 H14.12.19 知事意見書送付 H15.2.28～「戦略的環境影響評価報告書」縦覧・住民意見書提出(1月間) H15.3.8 説明会 H15.5.7、5.15 関係市町村長意見提出 H15.7.1 技術委員会答申(H14.10.21諮問) H15.7.10 知事意見送付 計画等策定者	H15.7.22～「戦略的環境影響評価計画書」縦覧・住民意見書提出(1月間) H15.8.27、9.18 関係市町村長意見提出 H15.10.8 知事意見書送付 H15.12.12～「戦略的環境影響評価報告書」縦覧・住民意見書提出(1月間) H15.12.21 説明会 H16.2.10、2.12 関係市町村長意見提出 H16.2.21 公聴会 H16.3.30 技術委員会答申(H15.12.15諮問) H16.4.20 知事意見書送付 計画等策定者	H16.8.24～「戦略的環境影響評価計画書」縦覧・住民意見書提出(1月間) H16.10.18～26 関係市町村長意見提出 H16.11.5 知事意見書送付 H17.1.14～「戦略的環境影響評価報告書」縦覧・住民意見書提出(1月間) H17.1.30 説明会 H17.3.11～23 関係市町村長意見提出 H17.3.19 公聴会 H17.5.24 技術委員会答申(H17.1.13諮問) H17.5.27 知事意見書送付 計画等策定者
複 数 案	A案：主に低地部を通過するルート (高架約7割、地下約3割) B案：主に台地部(人口集積の割合が比較的高い地域)を通過するルート (高架約5割、地下約5割) C案：主に台地部(人口集積の割合が比較的低い地域)を通過するルート (高架約3割、地下約7割)	A案：重要な動植物の生息・生育のための緑地を限定して保全。出来るだけ多くの住宅地を生み出す計画 B案：A案の緑地に加え公園を配置し、住宅地と緑地のバランスを考慮した計画 C案：連続性のある樹林を保全することでB案より多くの公園・緑地を確保することを重視しつつ住宅地を供給する計画	A案：工業団地用地を北側に分散配置し、土地の形状を活かし最終処分場を敷地南側に配置 B案：最終処分場を敷地中央に配置し、工業団地用地は地形を活かして配置 C案：土地の形状を活かしながら、最終処分場を敷地北側に、工業団地用地を一体的に配置
環 境 面 の 評 価 項 目	物質循環(廃棄物等)、地球環境(CO <sub>2</sub> 排出量)、生活環境(騒音、電波障害、日照障害)、水環境(地下水脈)、自然環境(動植物の生息・生育基盤)、人と自然とのふれあい(景観資源、自然とのふれあいの場、史跡・文化財)	物質循環(廃棄物)、地球環境(CO <sub>2</sub> 排出量)、水環境(水循環)、大気環境(大気質、騒音、振動)、自然環境(動物種、植物群落、動植物の生息・生育基盤)、人と自然とのふれあい(景観、自然とのふれあいの場)	物質循環(廃棄物等)、大気環境(大気質、騒音、振動)、水環境(水象)、土壌・地盤環境(地象)、自然環境(動物種、植物種等、動植物の生息・生育基盤)、人と自然とのふれあい(景観、自然とのふれあいの場)
社 会 経 済 面	事業に係る費用、事業の効果	事業に係る費用、経済的な効果、社会的な影響	事業に係る費用、事業の効果、社会的な影響
公 衆 の 関 与	住民意見：計画書3通、報告書6通	住民意見：計画書11通、報告書44通 公聴会公述：7名	住民意見：計画書50通、報告書23通 公聴会公述：5名
専 門 家 の 関 与	戦略的環境影響評価技術委員会(委員13名) 同小委員会(委員7名)：3回開催	戦略的環境影響評価技術委員会(委員14名) 同小委員会(委員8名)：4回開催	戦略的環境影響評価技術委員会(委員12名) 同小委員会：4回開催

【東京都】

計画等の名称 〔事業種〕	豊洲新市場建設計画 〔卸売市場の設置、自動車駐車場の設置〕	国分寺都市計画道路3・3・8号府中所沢線建設事業 〔道路の新設〕
計画等策定・ 評価主体	東京都	東京都
計画等の目的	流通環境等の変化に対応できるように、現市場がもつこれまでの機能の再構築を図るとともに、将来を見据え、新たな機能の整備が求められている。また、新市場においては、地域環境や景観へ配慮し、よりよいまちづくりにも貢献するとともに、都民と消費者に開かれたにぎわい機能を併せ持つことが求められている。以上とことから、本計画は江東区豊洲に自動車駐車場を有する卸売市場を建設するもの。	国分寺都市計画道路3・3・8号府中所沢線（延長約2.6km）のうち府中市武蔵台から国分市東戸倉までの延長約2.5kmの区間において、往復4車線の道路を整備するもの。 当該計画については、規模、配置、構造等の基本的な事項を定める前の早い段階から環境保全について適正は配慮を行うため、複数の対象計画案を策定するもの。
計画等の概要	計画地：東京都江東区豊洲6丁目地内 敷地面積：約440,000㎡ 駐車台数：5,400～6,400台	区間：府中市武蔵台～国分寺市東戸倉 延長：約2.5km、車線：往復4車線、幅員：36m
手続の状況	H16.10.4～ 「環境配慮書」縦覧（30日間）説明会開催（2回） ～H16.11.17 都民・関係区市町村意見提出（45日以内）  H16.12.6 都民の意見を聴く会 H17.1.13 事業者の意見を聴く会 H17.2.28 東京都環境影響評価審議会答申（H16.9.22諮問） H17.3.7 「環境配慮書審査意見書」（知事意見）送付 事業者（東京都（中央卸売市場）関係区市町村（江東区）） H17.4.26 計画策定 B案選定	H16.11.8～ 「特例環境配慮書」縦覧（30日間）説明会開催（3回） ～H16.12.22 都民・関係区市町村意見提出（45日以内） H17.8.17～ 「特例環境配慮書に係る見解書」縦覧（20日間） H17.9.15 都民の意見を聴く会  H17.10.18 東京都環境影響評価審議会答申（H16.11.1諮問） H17.10.28 「特例環境配慮書審査意見書」（知事意見）送付 事業者（東京都、関係区市町村（国分寺市、小平市、府中市）） H17.12.22 計画策定 A案選定
複数案	従来の基幹市場としての役割を担う「市場流通機能」に加え、新たな市場機能として「にぎわい機能」を創出して、両者の関わり方の違いにより3案を策定 A案：市場流通機能を都民に開放する案（開放型） 仲卸売場を分割し別建物とし（市場流通機能）、片方の仲卸売場に関連店舗を集約配置し、関連店舗等を都民に開放（にぎわい機能）。 B案：市場流通機能とにぎわい機能とを重層化する案（重層型） 青果・水産・仲卸売場を独立、各街区に配置し（市場流通機能）、千客万来施設・関連店舗を各街区の2階以上に配置（にぎわい機能）。 C案：市場流通機能とにぎわい機能を分離する案（分離型） 青果・水産・仲卸売場を独立、各街区に配置し（市場流通機能）、千客万来施設を分離した区画で都民に開放（にぎわい機能）。	主要交通との交差等の観点から3案を策定 A案：平面構造を主体とし、西武国分寺線との交差をアンダーパスとする案 B案：一部掘割構造を取り入れ、西武国分寺線との交差をアンダーパスとする案 C案：平面構造を主体とし、西武国分寺線との交差をオーバーパスとする案
環境面の 評価項目	大気汚染、悪臭、騒音・振動（騒音及び振動、低周波音）、日影、風環境、景観、廃棄物、温室効果ガス	大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、廃棄物
公衆の関与	説明会出席者：25人、都民意見書：19件、都民の意見を聴く会公述：7人	説明会出席者：448人、都民意見：4,052件、都民の意見を聴く会公述：17人
専門家の関与	環境影響評価審議会（委員22名、2部会設置）	

【京都市】

計画等の名称 〔事業種〕	プラスチック製容器包装 中間処理施設整備計画 〔ごみ処理施設〕	伏見区総合庁舎整備事業計画 〔建築物の新築〕	下京消防署新築整備事業計画 〔建築物の新築〕	京都市立病院再整備基本計画 〔建築物の新築(増設)〕	京都市立音楽高等学校 移転整備計画 〔建築物の新築〕
計画等策定・ 評価主体	京都市環境局長	京都市文化市民局長	京都市消防局長	京都市保健福祉局長	京都市教育委員会教育長
計画等の目的	京都市循環型社会推進基本計画(H15.12)及び第3期京都市分別収集計画(H14.6)に基づき必要なごみ処理施設として容器包装廃棄物の約7割の容積を占めるプラスチック製容器包装の中間処理施設を整備するもの。	現在、分散立地している区役所の区民部、福祉部(福祉事務所)保健部(保健所)の各庁舎を統合し青少年活動センターを併設した総合庁舎を平成20年度に整備するもの。	老朽狭隘化が著しく耐震性能に課題がある現庁舎を下京区間之町通五条下る大津町2他へ移転建替えを実施するもの。	将来にわたり質の高い医療を市民に提供していくため、救急救命機能や小児医療、高度医療機能、感染症医療、災害拠点機能などの政策的医療機能を、地域医療機能などを高める再整備を行うもの。	現在の敷地を都市計画道路の用地に提供することになったこと及び地域からの施設の移転、整備の要望があったため、同校を京都市中京区にある元城巽中学校跡地に平成20年度中に移転、整備するもの。
計画等の概要	施設概要：油圧式圧縮梱包機等 施設規模：60t/日 施設位置：(西)西京区、(南)伏見区	延床面積：約16,000m <sup>2</sup> 敷地面積：約9,610m <sup>2</sup>	延床面積：約3,510m <sup>2</sup> 敷地面積：約1,230m <sup>2</sup>	延床面積：約21,300m <sup>2</sup> 敷地面積：約47,584m <sup>2</sup>	延床面積：12,000m <sup>2</sup> 敷地面積：約8,000m <sup>2</sup>
手続の状況	H17.5.24 「環境配慮報告書案」提出 環境局長意見送付 計画策定局長 H17.5.31～ 「環境配慮報告書」縦覧(一月間)	H17.7.29 「環境配慮報告書案」提出 環境局長意見送付 計画策定局長 H17.8.10～ 「環境配慮報告書」縦覧(一月間)	H17.8.26 「環境配慮報告書案」提出 環境局長意見送付 計画策定局長 H17.9.7～ 「環境配慮報告書」縦覧(一月間)	H17.9.7 「環境配慮報告書案」提出 環境局長意見送付 計画策定局長 H17.9.16～ 「環境配慮報告書」縦覧(一月間)	H18.9.25 「環境配慮報告書案」提出 環境局長意見送付 計画策定局長 H18.9.29～ 「環境配慮報告書」縦覧(一月間)
複数案	施設敷地は既にごみ処理事業計画として決定。2箇所の処理施設能力のあり方と環境へ与える影響との関係を検証するため複数の整備案を設定 A案：西部能力重視型(南15t、西45t) B案：南部能力拡大型(南20t、西40t) C案：南部能力重視型(南40t、西29t) A～C案により南・北集積所の機能等が変化	A案：階数を確保し建築面積を抑える (約4,000m <sup>2</sup> 、4階建) B案：建築面積を最大として階数を抑える (約5,300m <sup>2</sup> 、3階建) C案：半地下構造にして建築面積を抑え、階数を最大とする (約4,000m <sup>2</sup> 、4階建)	消防署の機能の確保、建物構造と狭い敷地の関係から複数案の設定ができない	A案：本館と北館の中庭に建設する案 (敷地面積：約3,500m <sup>2</sup> ) B案：北館の東側と中庭東側の敷地に建設する案 (敷地面積：約4,500m <sup>2</sup> ) C案：本館と北館の中庭に建設(中層階以上は西側に集約)する案 (敷地面積：約4,550m <sup>2</sup> )	京都市立音楽高等学校の移転整備についてはPFI手法の導入により、民間事業者からの設計、建設、維持管理等についての提案を受け、具体的に決定していく。このため、建物の配置、形状を変更するなどの複数案の設定及び検討は不可能である。
環境面の 評価項目	大気環境(大気質)、廃棄物等(廃棄物) 地球環境(地球温暖化(CO <sub>2</sub> ))	大気環境(大気質、騒音、振動)、自然環境(植物)、快適環境(文化財)、廃棄物等(廃棄物、残土)	大気環境(大気質、騒音、振動)、水環境(水象)、都市環境(日照阻害、電波障害)、自然環境(植物)、快適環境(景観、文化財)、廃棄物等(廃棄物、残土)、地球環境(地球温暖化)	大気環境(大気質、騒音、振動)、自然環境(植物)、快適環境(文化財)、廃棄物等(残土)	大気環境(大気質、騒音、振動)、水環境(水象)、土壌環境(地形・地質、地盤)、都市環境(日照阻害、電波障害)、自然環境(植物)、快適環境(景観、触れ合い活動の場、文化財)、廃棄物等(廃棄物、残土)、地球環境(地球温暖化)
公衆の関与					
専門家の関与	(制度上は、市長は意見環境局長の意見提出に先立ち、必要に応じて「京都市環境影響評価審議会」(委員17名)の意見を聴くことができるとなっている。)				

注) 4事例とも第2種計画であり、環境配慮報告書案についての公告・縦覧、説明会の開催等、市民意見の聴取など手続の一部が簡略化されている。



## 都道府県・政令市における S E A 等取組状況

(平成 19 年 1 月末現在)

都道府県等名	取組状況
北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 16 年 2 月、庁内に SEA 導入検討会を設置し、平成 17 年 3 月「(仮称)北海道政策形成過程環境アセスメント基本方針(素案)」を取りまとめた。</li> <li>今後、国や他都府県の動向など関連情報の収集に努める。</li> </ul>
青森県	<ul style="list-style-type: none"> <li>SEA の制度の導入については、現在検討していないが、個別案件として「新むつ小川原開発基本計画に係る環境影響評価」については SEA により取り組んでいる。</li> <li>平成 13 年度から、「新むつ小川原開発基本計画に係る環境影響評価」について検討を開始。</li> <li>平成 17 年 3 月、環境省は「新むつ小川原開発基本計画に係る環境影響評価についての指針」を提示。</li> <li>平成 17 年 4 月、環境省の指針を踏まえた「新むつ小川原開発基本計画に係る環境影響評価実施要綱」及び「同実施要領」を策定。</li> <li>平成 17 年 5 月、方法書を縦覧。</li> <li>平成 18 年 10 月、準備書を縦覧。</li> <li>現在、評価書を作成中。</li> </ul>
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入検討なし。</li> </ul>
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別事業の早期段階を対象とした手続きについては、現行条例の運用により当面对応していく。</li> <li>政策や上位計画等のより早期の段階での手続きについては、国や他の自治体の動向を見極めながらの検討課題としているが、具体的な導入に向けた取組は行っていない</li> </ul>
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当者レベルでの検討段階。</li> </ul>
山形県	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入検討なし。</li> </ul>
福島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討段階。</li> <li>福島県では、平成 15、16 年度に庁内に検討会を設置し、公共事業に関する環境配慮事項について検討してきた。今後、さらに内部で検討していく。</li> </ul>
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 16 年 1 月から、県が実施する一定規模以上の公共事業について、計画段階から環境配慮を行い、点検する制度を導入している。</li> </ul>
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共事業環境配慮指針を策定し、平成 19 年度から、全ての公共事業について、計画段階及び実施段階における環境配慮を実施するとともに、一定規模以上の公共事業については、その実施状況について評価を行うこととしている。これらの運用状況や国、他の都道府県の検討状況等を考慮しながら、まずは担当レベルで SEA について研究していくこととしている。</li> </ul>
群馬県	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 15 年 3 月に庁内で戦略的環境アセスメントの講演会を実施。制度導入について検討中。</li> </ul>

都道府県等名	取組状況
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年度から要綱により制度施行。</li> <li>・第1号案件である地下鉄7号線延伸計画に係る戦略的環境影響評価報告書に対する知事意見を平成15年7月に作成し、手続を完了。</li> <li>・第2号案件である所沢市北秋津地区土地区画整理事業に係る戦略的環境影響評価報告書に対する知事意見を平成16年4月20日に作成し、手続を終了。</li> <li>・平成17年4月1日に要綱を一部改正。</li> <li>・第3号案件である彩の国資源循環工場第1期事業基本構想に係る戦略的環境影響評価報告書に対する知事意見を平成17年5月27日に作成し、手続を終了。</li> </ul>
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討段階。</li> </ul>
東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年度から条例により制度施行。(条例、規則、技術指針の改正)</li> <li>・平成16年度「豊洲新市場建設計画」の計画アセス手続を実施済み。</li> <li>・平成16～17年度「国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線建設事業」の計画アセス手続(特例)を実施済み。</li> </ul>
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年度から、庁内手続として、県が実施する大規模な事業の計画段階で、環境配慮の評価等を実施している。</li> <li>・このシステムを運用しながら、平成14年度から担当職員レベルでSEAに関する論点等について具体的な検討を行っている。</li> </ul>
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討段階。</li> </ul>
富山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共事業については、平成15年度に「公共事業環境配慮指針」を策定し、計画、実施段階から施工に至るまでの環境配慮の基本的な項目、及びその実施状況の評価の方法を示し、環境への負荷の低減を目指している。</li> </ul>
石川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入検討なし。</li> </ul>
福井県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集中。具体的検討なし。</li> </ul>
山梨県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討段階。</li> </ul>
長野県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年12月より、係長レベルでの戦略的環境アセスメント等庁内検討会を立ち上げ研究を行い、概ねの方向性についての報告書を平成14年7月に作成した。</li> <li>・平成15年度にSEA基本構想案を作成して、制度化への検討を進め、現在は、総合的な土地利用規制の中でのアセス制度の拡充を検討している。</li> <li>・その一環として、条例対象規模未滿等の事業について、環境配慮制度を構築すべく、まず、県事業を対象に試行し検討している。</li> </ul>
岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共事業については、環境スクリーニング(新規事業の事前評価)を取り入れ、計画段階での環境に配慮した計画策定に取り組んでいる。</li> </ul>
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集中。具体的検討なし。</li> </ul>

都道府県等名	取組状況
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年5月に、事業計画の策定時における環境配慮事項を環境影響評価方法書に記載させるため「環境影響評価指針」を改正している。</li> <li>平成15年度からは、SEA制度の理解を深めるため担当レベルで研究を行っている。</li> </ul>
三重県	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成10年度から「三重県環境調整システム」を導入して、県が実施する一定規模以上の開発公共事業について、その計画段階から環境配慮の調整を県の組織内で行うこととしている。</li> </ul>
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業部局において、平成13年4月より、「ISO14001の環境配慮指針」や「環境こだわり指針」に基づき、公共事業の計画段階から環境配慮の取り組みを行っている。また、PI制度や川づくり会議を通じて、住民参画の推進を図っている。</li> <li>今後は、公共事業に係る環境配慮のレベルアップを図るため、現指針内容の具体化を検討する。</li> </ul>
京都府	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年に「『環』の公共事業行動計画」を策定。平成17年度からは、府が実施するすべての公共事業に対して、「構想」から「設計・施工・管理」の各段階において環境面の配慮や評価等を実施。その結果は、第三者委員会での審査に活用する他広くホームページで公表している。</li> </ul>
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年度に戦略的環境アセスメント庁内検討会を設置し、主に制度の考え方や課題について整理した。</li> <li>平成15年8月には、事業計画の策定段階から環境保全について適切な配慮が行われるよう、大阪府環境影響評価条例の技術指針に環境配慮事項を定め制度の拡充を図った。</li> <li>府内外においてSEAに関する具体の事例が極めて少なく、制度が導入された場合のプラス効果や社会的影響等について十分検証できないことから、引き続き、府自らがケーススタディや試行を行うなど事例を積み重ねることにより、制度化に必要な諸条件等について検討を進めていく。</li> </ul>
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価審査会にSEA導入のあり方について平成14年11月18日に諮問し、平成17年9月21日に答申を得た。</li> <li>今後は、ケーススタディを実施し、SEA制度の具体化について検討する。</li> </ul>
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入検討なし。</li> </ul>
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入検討なし。</li> </ul>
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年度に検討会を設置しSEAの勉強を行い、平成14年度は、方向性を内部検討し、平成15年度は制度化の検討に当たり、具体的な事例をもとに現在検討中の制度の検証、中でもミティゲーションの効果的手法の調査研究等を行う予定。</li> </ul>
島根県	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年度策定した、公共事業に係る「環境配慮指針」との調整について検討中（現時点では具体的な方向性はない。）</li> </ul>
岡山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度導入の具体的な検討は行っていない。</li> <li>個別案件での取組事例はない。</li> </ul>

都道府県等名	取組状況
広島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 15 年度から、県が実施する一定規模以上の公共事業について、計画段階から環境配慮を行い、点検する制度を導入している。</li> <li>この制度を運用しつつ、検討している。</li> </ul>
山口県	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦略的環境アセスメントの導入に向けて調査・研究中。</li> </ul>
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 14 年 11 月に本庁内の事業部局、環境局の関係職員で構成する「環境アセスメント推進検討会」を立ち上げている。</li> <li>現段階では、制度導入済みの自治体の事例研究等を行っており、今後は、国や他の自治体の動向も調査しながら、検討を進めていく予定である。</li> </ul>
香川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入検討なし。</li> </ul>
愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当者レベルでの検討段階。</li> </ul>
高知県	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 15 年度まで検討していたが、平成 16 年度以降において、導入の予定はない。(取組の予定もない)</li> <li>一旦、H15 年度末で素案はできたが、実施に至るには事業部局として、現在ある公共工事の環境配慮システム(文化環境評価システム)への取組も十分ではない部分も見られるため、そのシステム自体も H17 に見直しを行い、H18 より取り組んでいる。</li> </ul>
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の自治体の取組状況も考慮し、課内で検討中である。</li> </ul>
佐賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入検討なし。</li> </ul>
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入検討なし。</li> </ul>
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 13 年度から事業部局及び環境部局を含めた庁内ワーキングにより検討を開始している(平成 18 年 6 月までに 17 回開催)。</li> <li>平成 17 年度に制度構築に向けた基本方針を取りまとめ、ケーススタディを実施。</li> <li>平成 18 年度に、熊本県環境影響評価審査会への意見聴取実施、SEA の技術的手法を取りまとめた「技術マニュアル(案)」を作成中(委託)。</li> <li>現在の状況は、制度原案(要綱、技術指針)を策定し、制度施行に向けた庁内の総合調整中。</li> </ul>
大分県	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入検討なし</li> </ul>
宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入検討なし。</li> </ul>
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入検討なし</li> </ul>
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 13、14 年度は、委託業務の中で検討委員会を設置し、SEA 及び公共事業環境調整指針の骨子案を作成した。平成 15 年 3 月には一般県民、事業者及び行政等の関係機関を対象としたシンポジウムを開催し、これまでにまとめたそれぞれの骨子案を紹介した。</li> <li>検討委員会での審議は、平成 14 年度にて終了し、平成 15 年度からは、骨子案をもとに要綱(案)を作成した。また、県の機関を対象とした SEA 要綱及び公共事業環境調整指針の策定のため</li> </ul>

都道府県等名	取組状況
	<p>め、県事業部局との調整を重ねている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要綱の策定後、それに基づくいくつかの事例を積み重ねていくことで3～5年後の条例化を検討する。</li> <li>また、市町村等が自主的にSEAを実施するとした場合においては、県要綱を適用していけるような形式を検討する。</li> </ul>
札幌市	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度導入の検討段階にはない。</li> <li>個別案件に係るSEAの取組み実績もない。</li> </ul>
仙台市	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成12年10月から「仙台市環境調整システム」を実施し、市が実施する対象事業について、用地選定等の計画の早期段階から、環境への配慮について調整を行うこととしており、環境調整システムを運用しつつ、将来的にはSEAの導入についても検討する。</li> </ul>
さいたま市	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入検討なし。</li> </ul>
千葉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦略的環境アセスメントの導入に向けて調査・研究中。</li> </ul>
横浜市	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価手続対象事業について計画立案段階での環境配慮を促す調整制度を要綱により運用している。戦略アセスメントについては調査・内部検討を継続している。</li> </ul>
川崎市	<ul style="list-style-type: none"> <li>川崎市ではSEAそのものは導入していないが、市条例で「環境配慮計画書」の作成を定め、市が行う第1種行為で規則に定めた事業について、早期の段階で計画や環境保全の考え方を示している。</li> </ul>
静岡市	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入検討なし。</li> </ul>
名古屋市	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年度から平成17年度にかけて、学識経験者6名で組織する「名古屋市戦略的環境アセスメント制度導入検討委員会」を設置し、現行の環境影響評価制度の課題や個別事業計画及び上位計画の策定時における制度導入あり方について検討を行った。</li> <li>平成18年度は、これまでの検討結果を踏まえて、改定が予定されている一般廃棄物処理基本計画において、SEAのケーススタディーを実施するなど、引き続き、制度化に向けた検討を行う予定である。</li> </ul>
京都市	<p>(平成14年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「一般廃棄物処理計画」の見直しに当たり、再資源化の手法について複数案を設定し、SEAを試行。</li> <li>平成14年10月に庁内連絡会議である環境保全推進会議(議長:副市長、構成:各局長)にSEAの制度化について取り組むことを報告。</li> <li>各事業担当課に対して、SEAの対象となりうる計画の有無、策定経過、計画の熟度と公表時期等についてヒアリング。</li> </ul> <p>(平成15年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年8月に京都市環境影響評価審査会に対して、「京都市における計画段階での環境影響評価制度の基本的な考え方」について諮問。</li> <li>9月から16年2月まで、計6回の計画段階環境影響評価制度検討部会</li> <li>16年3月に京都市環境影響評価審査会から、「京都市における計</li> </ul>

政令市名	取組状況
	<p>画段階での環境影響評価制度の基本的な考え方」について答申取りまとめ。  (平成 16 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 16 年 9 月に京都市計画段階環境影響評価(戦略的環境アセスメント)要綱制定。対象計画は京都市が策定する計画で、条例対象事業の計画(第一種計画)、条例対象事業の更に小規模事業の計画(第二種計画)、個別事業を包括する上位計画(第三種計画)。(手続き終了案件:全て第二種計画)</li> <li>17年度:4件、18年度:1件</li> </ul>
大 阪 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪市では、SEA そのものの導入はしていないが、平成 18 年 6 月 30 日付けで事業アセスに係る技術指針を改定し、個別事業において事業計画策定段階での環境配慮についての記載を義務付けたところである。</li> <li>・ なお、SEA に係る取組状況については、引き続き、国等における SEA 等に係る取組状況の推移を注視するとともに、市の地域特性を踏まえた制度について調査・研究中である。</li> </ul>
堺 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、環境影響評価条例の制定に向けて作業中であり、この条例の手続きの中で、対象事業に係る計画を策定するに当たっては、事前配慮計画書の提出を義務付ける予定である。</li> <li>・ SEA については条例制定後、他の自治体の取り組み状況の調査等を含めて検討する予定である。</li> </ul>
神 戸 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画段階環境影響評価制度の導入について調査研究中。</li> </ul>
広 島 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 13 年度 広島市総合環境アセスメント基礎調査実施。</li> <li>・ 平成 14 年度 広島市多元的環境アセスメント基本構想策定。</li> <li>・ 平成 15 年度 廃棄物分野の試行ガイドライン策定。</li> <li>・ 平成 16 年 4 月 広島市多元的環境アセスメント実施要綱施行。</li> <li>・ 平成 13 年度から、事業に先立つ上位計画等の策定段階を対象とする「広島市多元的環境アセスメント制度」の構築に取り組んでおり、平成 16 年 4 月 1 日に計画策定主体が市であるものを対象とする実施要綱を施行した。</li> <li>・ 平成 16 年度から廃棄物最終処分場の整備計画を対象に制度を運用することとしていたが、まだ手続に至っていない。</li> </ul>
北 九 州 市	<p>開発事業の規模の大小に関係なく、事業計画の早い段階から環境保全への配慮を促すため、地域の環境情報や環境配慮事項等を取りまとめた北九州市環境配慮指針を平成 18 年 9 月に策定。  平成 20 年度から(平成 19 年度は試行)市が行う公共事業については、計画の早期段階から実施設計の段階まで、本指針とチェックリストを活用した環境配慮の点検制度を導入する予定。</p>
福 岡 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 19 年度から早期の計画段階などにおける環境配慮等について検討予定</li> </ul>

【凡例】

- : 導入済み (4 都道府県等)
- : 検討中 (26 都道府県等)
- : 関連する取組を実施 (13 都道府県等)
- : 検討なし (19 都道府県等)

## 諸外国における SEA 制度

国名	制度名	実施主体	対象		スクリーニング <sup>1</sup>			スコーピング <sup>1</sup>			影響評価			審査 <sup>1</sup>		
			範囲	対象計画等	手続の有無	公衆関与	環境局関与	手続の有無	公衆関与	環境局関与	手続の有無	公衆関与	環境局関与			
米国	国家環境政策法 (1969) CEQ 規則 (1978)	対象計画等の提案機関	政策計画プログラム <sup>2</sup>	連邦政府機関の行為(連邦政府機関によって資金の供与、実施、承認等されたプロジェクト・プログラム等、連邦政府機関の規制、計画、政策、手続、法案等)。なお、省庁毎に環境影響評価の対象にしない行為のリストが規定されている。		任意	任意					累積的・複合的環境影響の評価を含む。代替案の検討が行われる。				
カナダ	政策、計画、プログラムに関する環境アセスメントの閣議指令 (1990, 1999・2004 改正)	対象計画等の提案機関 <sup>3</sup>	政策計画プログラム	認可を得るために個々の大臣若しくは閣議に提出される政策、計画、プログラムの提案であって、その実施により環境に正又は負の重大な影響を及ぼす可能性のあるもの。		×	×		×	×		累積的・複合的環境影響の評価を含む。代替案の検討が行われる。		×	×	
オランダ	環境管理法 (1987, 1994 改正) <sup>6</sup>	対象計画等の提案機関	計画プログラム <sup>2</sup>	一定規模以上の道路、鉄道等の建設の可能性を最初に規定した地域開発計画等 <sup>7</sup> 。		×	×		スコーピング時に決定	9		計画とプログラムの特徴によりスコーピング段階で決定された、幅広い社会経済面の影響評価を含む。累積的・複合的環境影響の評価を含む。代替案の検討が行われる。			9	
	環境テスト (1995, 2002 改正)	対象計画等の提案機関	法案等	環境に著しい影響を及ぼすおそれのある新規の法案、行政命令、省令、及びそれらの改正。		×			×			環境テストと並行してビジネス影響評価、実施可能性・執行可能性影響評価が行われる。スクリーニングの段階で、代替案の検討が行われる。		×		
イギリス(イングランド)	計画及びプログラムの環境影響に関する規則 (2004) <sup>10</sup>	対象計画等の提案機関	計画プログラム	農業、森林、漁業、エネルギー、工業、運輸、廃棄物処理、水管理、電気通信、観光、都市/農村計画、土地利用を対象とし、EIA 指令に記載されている将来の開発に関する合意に対して、「枠組みを設定する」計画・プログラム、又は、EU 生息地指令で保護されている自然環境保全地域に重大な影響を及ぼすおそれのある計画・プログラム <sup>7</sup> 。		×			×			社会経済面の影響評価は基本的に行われぬ。累積的・複合的環境影響の評価を含む。代替案の検討が行われる。				

<sup>1</sup> : 有り、× : 無し、- : 情報無し

<sup>2</sup> SEA、EIA 双方を規定しているため、対象事業にはここで示した政策、計画、プログラムのほか事業も含まれる。

<sup>3</sup> 環境保全や持続可能な開発に関する政府の活動を監督する「環境と持続可能な開発の委員会」が SEA の実施状況を監督している。

<sup>4</sup> 意見提出などの公衆関与は規定されていないが、環境影響評価に関する文書は公衆に公開される。

<sup>5</sup> なお、SEA の結果が(当該提案とともに)内閣に提出される前に、省庁間協議にかけられる。

<sup>6</sup> EU の SEA 指令へ対応するための制度改正中。

<sup>7</sup> SEA の対象とすべき具体的な計画が規定されている。

<sup>8</sup> 意見提出などの公衆関与はないが、スクリーニングの結果は公衆に公開される。

<sup>9</sup> スコーピング及び審査に当たっては、中央行政機関から独立した機関である EIA 委員会が提言を行う。

<sup>10</sup> イギリスでは、本 SEA 規則が導入される以前から、環境・社会・経済面の考慮を意志決定に統合するための持続可能性評価 (sustainability appraisal) が実施されており、近年では、この持続可能性評価と SEA の双方に適用可能な分野別ガイドラインが策定されている。



国名	制度名	実施主体	対象		スクリーニング <sup>1</sup>			スコーピング <sup>1</sup>			影響評価	審査 <sup>1</sup>			
			範囲	対象計画等	手続の有無	公衆関与	環境部局関与	手続の有無	公衆関与	環境部局関与		手続の有無	公衆関与	環境部局関与	
ドイツ	環境影響評価法 / 戦略的環境影響評価導入のための法 (2005 改正法成立)	対象計画等の提案機関	計画プログラム <sup>2</sup>	景観保護、森林保護、漁業、エネルギー、交通、廃棄物管理、水管理等の EU の SEA 指令に対応した計画及びプログラム <sup>7</sup> 。		×	×		×	11	12	社会経済面の影響評価は行われない。代替案の検討が行われる。			12
フランス	自然保護法 (1976, 1993 改正)	対象計画等の提案機関	計画プログラム <sup>2</sup>	土地利用計画及び重大な活動に関するプログラム (交通系の事業やガスパイプライン、送電線、橋の建設を含む地域開発計画が含まれる)。	-	-	-	-	-	-	-	プログラムに対する環境アセスメントでは、複合的環境影響の評価を含む。代替案の検討が行われる。			
韓国	事前環境評価システム / 環境政策基本法 (1993 <sup>13</sup> , 2005 改正)	対象計画等の提案機関	政策計画プログラム	EIA 対象事業の事業決定に影響を及ぼす、都市計画、エネルギー、交通、産業、廃棄物管理、水管理等の各分野における政策、計画、プログラム <sup>7</sup> 。	×							社会経済面の影響評価を含む。代替案の検討が行われる。			
中国	中華人民共和国環境影響評価法 (2003)	対象計画等の提案機関	計画プログラム <sup>2</sup>	総合計画 (土地利用関連計画及び地域・流域・海域の建設・開発利用計画) と特別項目計画 (工業・農業・牧畜業・林業・エネルギー・水利・交通・都市建設・観光・自然資源の開発に関するセクター計画) を原則対象としており、対象計画は百数種 <sup>7</sup> 。		×	×	-	-	-		用いる環境保全措置に対して、経済合理性、社会の許容等に関する論証を行う。代替案の検討は規定されていない。		12	
EU	SEA 指令 (2001 採択・2004 導入期限)	規定なし	計画プログラム	SEA 必須：農業、林業、漁業、エネルギー、産業、交通、廃棄物処理、水管理、通信、観光、都市及び農村計画、又は土地利用のために作成され、EIA 指令対象事業に対するその後の進展への同意のための枠組みとなるもの、又は、その立地が及ぼす影響に鑑み、EU 生息地指令に従いアセスメントが必要であるとされたもの。 加盟国の裁量で必要に応じ SEA 実施：上で規定される計画、プログラムで地方レベルで小規模な地域の利用を決定するもの、又は、上で規定される計画、プログラムの軽微な修正。		×			×			累積的・複合的環境影響の評価を含む。代替案の検討が行われる。			
UNECE	SEA プロトコル (2003 採択・未発効)	規定なし	計画プログラム <sup>14</sup>	SEA 必須：農業、林業、漁業、エネルギー、鉱業を含む産業、交通、地域開発、廃棄物処理、水管理、通信、観光、都市及び農村計画、又は土地利用のために作成され、附属書 に掲載される事業に対するその後の進展への同意のための枠組みとなるもの。 加盟国の裁量で必要に応じ SEA 実施：上で規定される以外の計画、プログラムで、地方レベルで小規模な地域の利用を決定するもの、又は、上で規定される計画、プログラムの軽微な修正。			任意			任意		累積的・複合的環境影響の評価を含む。代替案の検討が行われる。			

<sup>11</sup> 意見提出などの公衆関与はないが、マスコミでの論調等を通じて公衆の意見が把握され、スコーピング段階で考慮される。

<sup>12</sup> 「諸外国の戦略的環境影響評価制度導入状況調査報告書」との差異は整理の考え方の違いによるもの。

<sup>13</sup> 事前環境評価システム導入当時は、環境政策基本法ではなく大統領令で制度が規定されていた。

<sup>14</sup> 政策・法案についても、加盟国の努力として、その環境影響について SEA プロトコルに準じて考慮することが規定されている (計画・プログラムとは違い、義務づけされているわけではない)。



## 上位計画等の策定プロセス

### 交通

- 道路（高速自動車国道、一般国道・高規格幹線道路、林道）
- 鉄道（新幹線鉄道、普通鉄道）
- 飛行場（一般空港）

### 河川（ダム事業）

### 土地改良（ダム・堰、埋立・干拓）

### 埋立・干拓

- 港湾区域

### 面整備

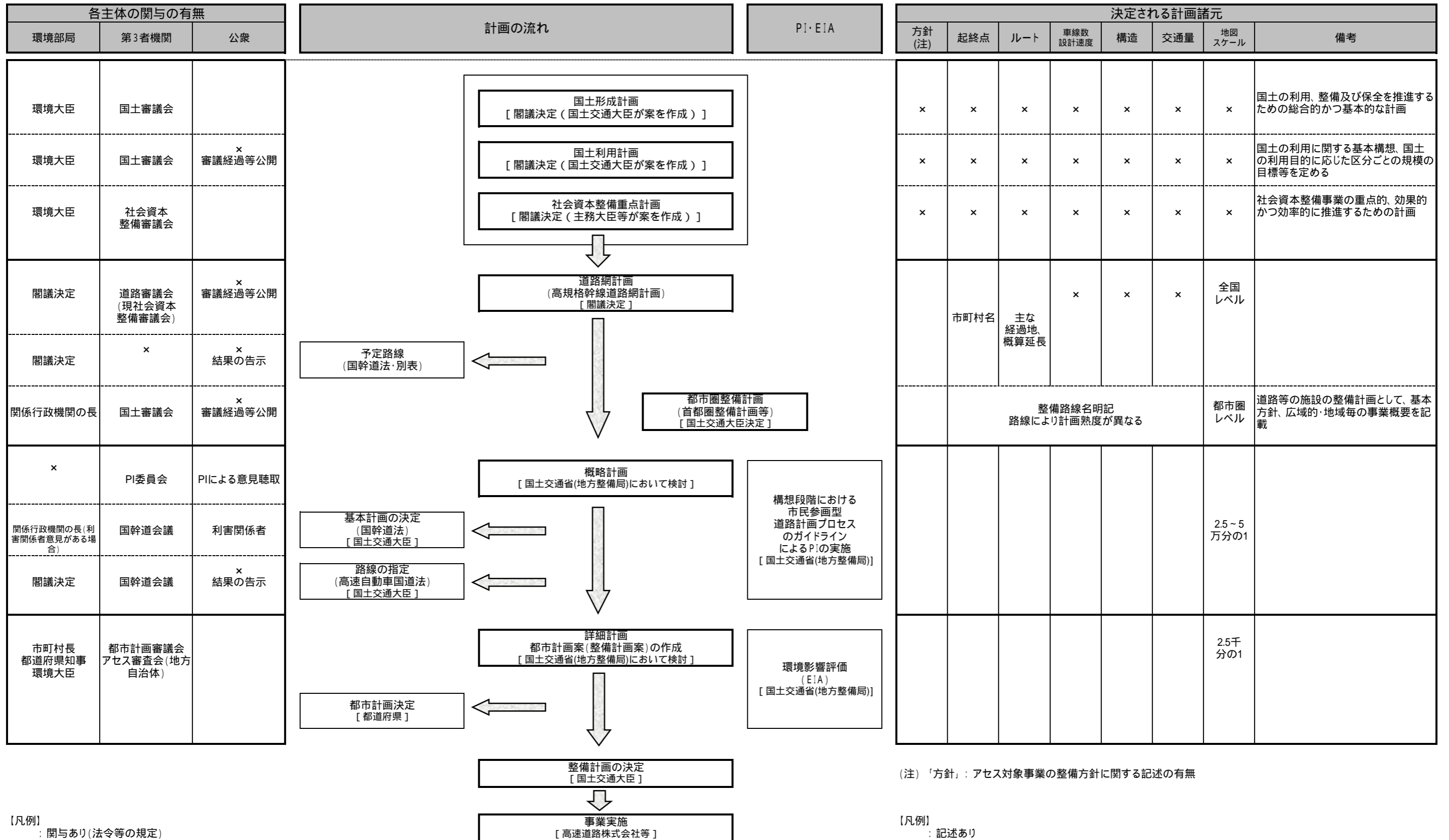
- 土地区画整理事業

### 発電所

### 廃棄物最終処分場

## 上位計画等の策定プロセス

【道路(高速自動車国道)】



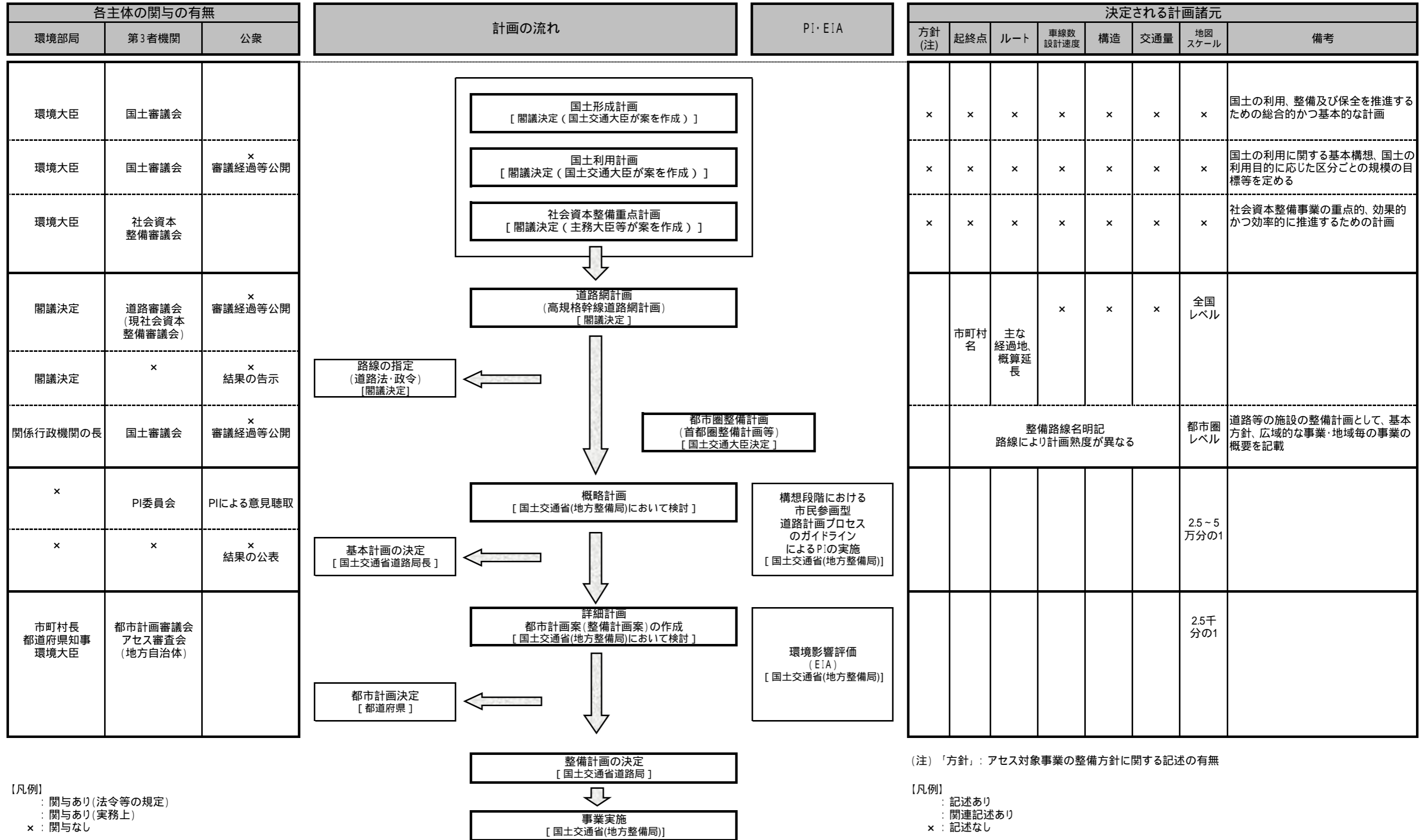
【凡例】  
 ○：関与あり(法令等の規定)  
 ●：関与あり(実務上)  
 ×：関与なし

【凡例】  
 ○：記述あり  
 ●：関連記述あり  
 ×：記述なし

<注釈>  
 ・本表は、高速自動車国道を対象としたものである。

# 上位計画等の策定プロセス

〔道路(一般国道・自動車専用道路)〕



<注釈>  
 ・本表は、一般国道の自動車専用道路(高規格幹線道路)を対象としたものである。

## 上位計画等の策定プロセスと検討すべき環境配慮のあり方

〔道路(緑資源幹線林道)〕

各主体の関与の有無			計画の流れ	PI・EIA	決定される計画諸元							
環境部局	第三者機関	公衆			方針 (注)	起終点	ルート	車線数 設計速度	構造	交通量	地図 スケール	備考
閣議決定	林政審議会	パブリック・コメント	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">森林・林業基本計画 〔政府策定〕</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">全国森林計画 〔閣議決定(農林水産大臣立案)〕</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">森林整備保全事業計画 〔閣議決定(農林水産大臣立案)〕</div>		×	×	×	×	×	×	×	森林及び林業に関する施策についての基本的方針、森林の多面的機能発揮の目標、政府の総合的・計画的に講ずべき施策
環境大臣	林政審議会	パブリック・コメント			×	×	×	×	×	×	森林の整備及び保全の目標、林道の開設その他林産物の搬出に関する事項など	
閣議決定	林政審議会	パブリック・コメント			×	×	×	×	×	×	全国森林計画の計画期間のうち最初の五年間に係る森林整備保全事業の実施の目標及び事業量	
閣議決定	×	× 結果の告示	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">事業の施行区域の指定 (緑資源機構法・政令)</div>	関係市町村名		×	×	×	市町村レベル	緑資源幹線林道事業を施行する区域(現在197市町村)		
×	×	× 結果の公表	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">基本計画 〔農林水産大臣策定〕</div>	関係市町村名と延長				×	市町村レベル	事業目的、事業量、事業期間、林道の構造等を定める		
都道府県知事 市町村長	×	利害関係人	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">林道事業実施計画案 〔緑資源機構策定〕</div>					×	1/5万			
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">実施計画の認可 〔農林水産大臣〕</div>									
市町村長 都道府県知事 環境大臣	アセス審査会(地方自治体)		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">林道事業実施計画 〔緑資源機構策定〕</div>	環境影響評価 (EIA) 〔緑資源機構〕					1/5万			
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">事業実施 〔緑資源機構〕</div>									

〔凡例〕  
 ○ : 関与あり(法令等の規定)  
 ● : 関与あり(実務上)  
 × : 関与なし

(注) 「方針」: アセス対象事業の整備方針に関する記述の有無

〔凡例〕  
 ○ : 記述あり  
 ● : 関連記述あり  
 × : 記述なし



## 上位計画等の策定プロセス

【鉄道(普通鉄道)】

各主体の関与の有無			計画の流れ	PI・EIA	決定される計画諸元						
環境部局	第3者機関	公衆			方針 (注)	駅 ルート	設計 速度	構造	運行 本数	地図 スケール	備考
環境大臣	国土審議会		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">国土形成計画 [閣議決定(国土交通大臣が案を作成)]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">社会資本整備重点計画 [閣議決定(主務大臣等が案を作成)]</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">鉄道整備計画 (整備路線の位置づけ) [国土交通省地方運輸局において検討] (「公共交通のあり方」等 答申)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">都市圏整備計画 (首都圏整備計画等) [国土交通大臣決定]</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">事業基本計画の検討</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">事業基本計画 [鉄道事業者申請]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">事業の許可 [国土交通大臣]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">都市計画決定 [都道府県]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">工事施行認可 [国土交通大臣]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">事業実施 [鉄道事業者]</div>	×	×	×	×	×	×	×	国土の利用、整備及び保全を推進するための総合かつ基本的な計画
環境大臣	社会資本整備審議会			×	×	×	×	×	×	×	社会資本整備事業の重点的、効果的かつ効率的に推進するための計画
×	地方交通審議会	× 審議経過等公開		×		×	×		×	地方・県 レベル	地方ブロックごとの公共交通機関の維持整備に関する基本的な計画
関係行政機関の長	国土審議会	× 審議経過等公開		整備路線名明記 路線により計画熟度が異なる						都市圏 レベル	鉄道等の施設の整備計画として、基本方針、広域的な事業・地域毎の事業の概要を記載
×	周辺整備懇談会等	住民説明会 <small>事業者の判断により 必要に応じて開催</small>									
×	×	×								1/2.5万以 上	
市町村長 都道府県知事 環境大臣	都市計画審議会 アセス審査会 (地方自治体)		*	*					1/2.5千以 上		
			*	*							

【凡例】  
 ○ : 関与あり(法令等の規定)  
 △ : 関与あり(実務上)  
 × : 関与なし

<注釈>  
 ・本表は、普通鉄道を対象としたものである。

(注)「方針」: アセス対象事業の整備方針に関する記述の有無

\*: 事業者が策定、実施(民間事業者の場合が多い(事業者数の約95%が民間事業者))

【凡例】  
 ○ : 記述あり  
 △ : 関連記述あり  
 × : 記述なし

## 上位計画等の策定プロセス

【飛行場(一般空港)】

各主体の関与の有無			検討の流れ	PI・EIA	決定される計画諸元							
環境部局	第3者機関	公衆			方針 (注1)	位置	滑走路		施設配置	需要予測 (万人)	備考	
					延長・本数		方位					
環境大臣	国土審議会		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">国土形成計画 [閣議決定(国土交通大臣が案を作成)]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">国土利用計画 [閣議決定(国土交通大臣が案を作成)]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">社会資本整備重点計画 [閣議決定(主務大臣等が案を作成)]</div>		×	×	×	×	×	×	国土の利用、整備及び保全を推進するための総合的かつ基本的な計画	
環境大臣	国土審議会	× 審議経過等の公表			×	×	×	×	×	×		国土の利用に関する基本構想、国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標等を定める
環境大臣	社会資本整備審議会				×	×	×	×	×	×		社会資本整備事業の重点的、効果的かつ効率的に推進するための計画
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">市町村 都道府県 必要に応じて環境部局の関与があり得る</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">市町村 都道府県 必要に応じて環境部局の関与があり得る</div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">整備計画 [空港整備主体策定](注5)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">(注2) 構想段階</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(注3) 施設計画段階</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">一般空港(注4)の整備計画に関するパブリック・インボルブメント・ガイドライン(案)によるPIの実施 [空港整備主体]</div>				×				
市町村長 都道府県知事 環境大臣	アクセス審査会 (地方自治体)		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">設置・変更の許可・告示 [国土交通大臣]</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">事業実施 [空港整備主体]</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">環境影響評価(EIA) [空港整備主体]</div>								

【凡例】  
 ○：関与あり(法令等の規定)  
 △：関与あり(実務上)  
 ×：関与なし

<注釈>  
 ・本表は、一般空港を対象としたものである。

(注1) 「方針」：アセス対象事業の整備方針に関する記述の有無  
 (注2) 「構想段階」：幅広い選択肢の中から滑走路の概ねの位置、方位等の基本的な諸元に関する位置の候補地を選定する段階  
 (注3) 「施設計画段階」：候補地が選定された上で具体的な施設の配置等の計画案を決定するための段階  
 (注4) 「一般空港」：第二種空港、第三種空港、共用飛行場等  
 (注5) 「空港整備主体」：国が設置管理する第二種空港及び共用飛行場にあつては対象事業を担当する国の地方支分部局、その他の空港等にあつては対象空港等を管理する地方公共団体をいう

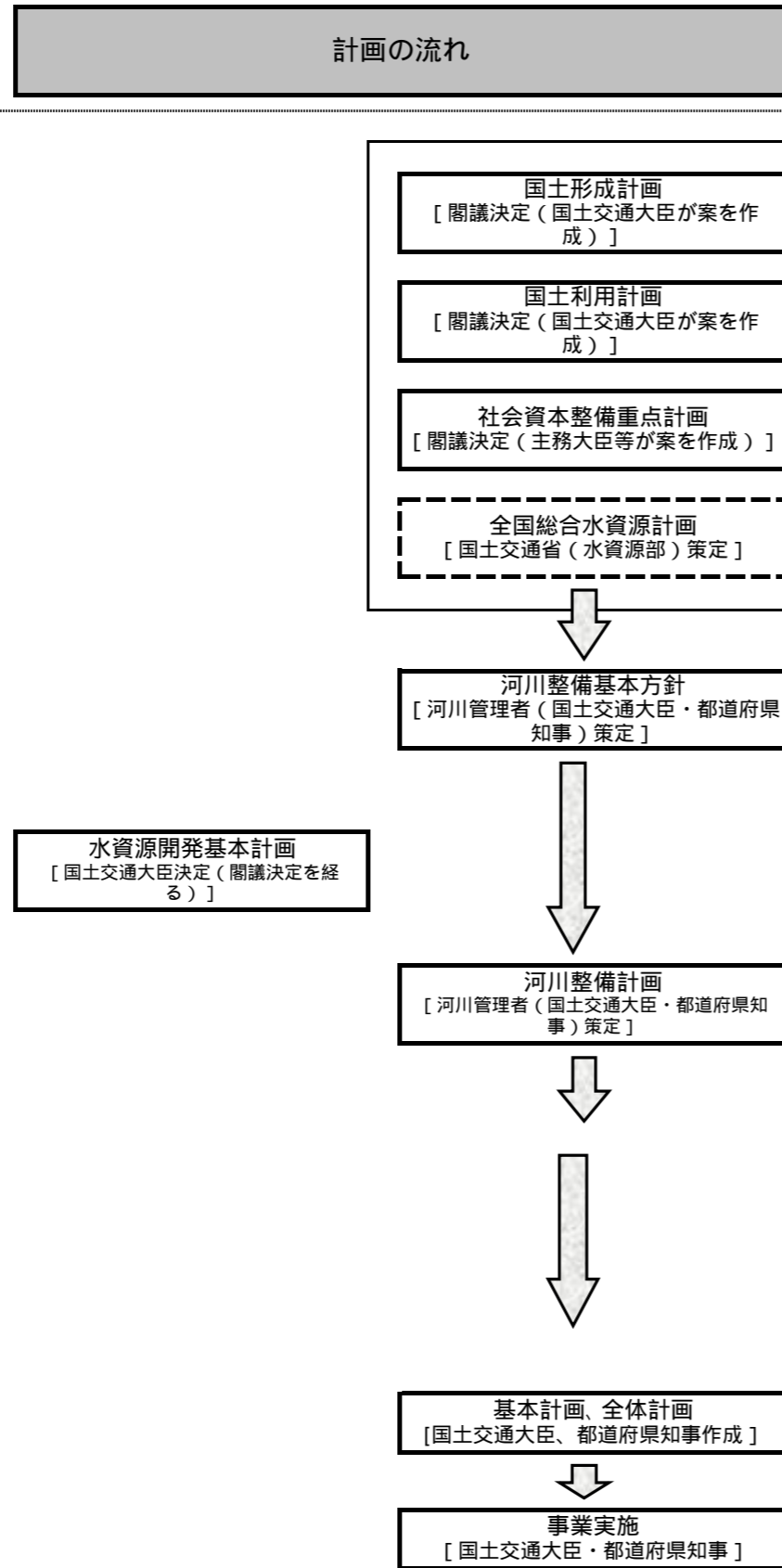
【凡例】  
 ○：記述あり  
 △：関連記述あり  
 ×：記述なし



# 上位計画等の策定プロセス

【河川(ダム事業)】

各主体の関与の有無		
環境部局	第三者機関	公衆
環境大臣	国土審議会	
環境大臣	国土審議会	× 審議経過等公開
環境大臣	社会資本整備審議会	
環境省	×	×
環境省	社会資本整備審議会	× 審議経過等公開
関係行政機関の長	国土審議会	× 審議経過等公開
環境省	(学識経験者等)	
市町村長 都道府県知事 環境大臣	アセス審査会 (地方自治体)	



PI・EIA

方針 (注)	ダム事業				備考
	目的	位置	規模	型式	
×	×	×	×	×	国土の利用、整備及び保全を推進するための総合的かつ基本的な計画
×	×	×	×	×	国土の利用に関する基本構想、国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標等を定める
×	×	×	×	×	社会資本整備事業の重点的、効果的かつ効率的に推進するための計画
×	×	×	×	×	長期的な水需要の見通しを示すとともに、今後の水資源の開発、保全及び利用に関する基本的方向を明らかにする
×*	×	×	×	×	*洪水調節施設(ダム、調節池、放水路等)による調節流量の記載あり
事業名				×	水源開発水系(7水系)における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本なるべきもの

【凡例】  
 ○ : 関与あり(法令等の規定)  
 ● : 関与あり(実務上)  
 × : 関与なし

(注) 「方針」: アセス対象事業の整備方針に関する記述の有無

【凡例】  
 ○ : 記述あり  
 ● : 関連記述あり  
 × : 記述なし

<注釈>  
 ・本表は、ダム事業を対象としたものである。



## 上位計画等の策定プロセス

【ダム・堰、埋立・干拓(土地改良事業)】

各主体の関与の有無			計画の流れ	PI・EIA	決定される計画諸元			
環境部局	第3者機関	公衆			方針 (注)	位置・ 規模	工法・ 工期	備考
環境大臣	国土審議会	× 審議経過等公開	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">国土利用計画 [閣議決定(国土交通大臣が案を作成)]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">食料・農業・農村基本計画 [閣議決定(農林水産大臣が案を作成)]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">土地改良長期計画 [閣議決定(農林水産大臣が案を作成)]</div>	×	×	×	国土の利用に関する基本構想、国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標等を定める	
閣議決定	食料・農業・農村政策審議会	パブリック・コメント		×	×	×	食料・農業・農村に関する施策についての基本的な方針、食料自給率の目標、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定める	
閣議決定	食料・農業・農村政策審議会	パブリック・コメント		×	×	×	土地改良事業の計画的な実施に資するための長期の計画、土地改良事業の実施の目標及び事業量を定めるもの(事業実施地区の位置や概要を決定するものではない)	
市町村長 都道府県知事を 経由して申請	×	意見書の提出が可能	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">土地改良事業の計画の概要の検討 [申請人]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">土地改良事業計画 [農林水産大臣が定める]</div>	環境影響評価 (EIA) [農林水産大臣]			申請人が目的、地域の所在及び現況、基本計画、費用の概算、事業の効果、他の事業との関係、計画概要図等を定める。	
環境大臣	アセス審査会							
都道府県知事	専門技術者が調査して提出する報告に基づいて計画を定める	一般市民は異議申立が可能					目的、施行に係る地域、工事又は管理に関する事項、事業費に関する事項、効果に関する事項、土地改良事業に関する図面等	
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">事業実施 [農林水産大臣]</div>					

(注) 「方針」：アセス対象事業の整備方針に関する記述の有無

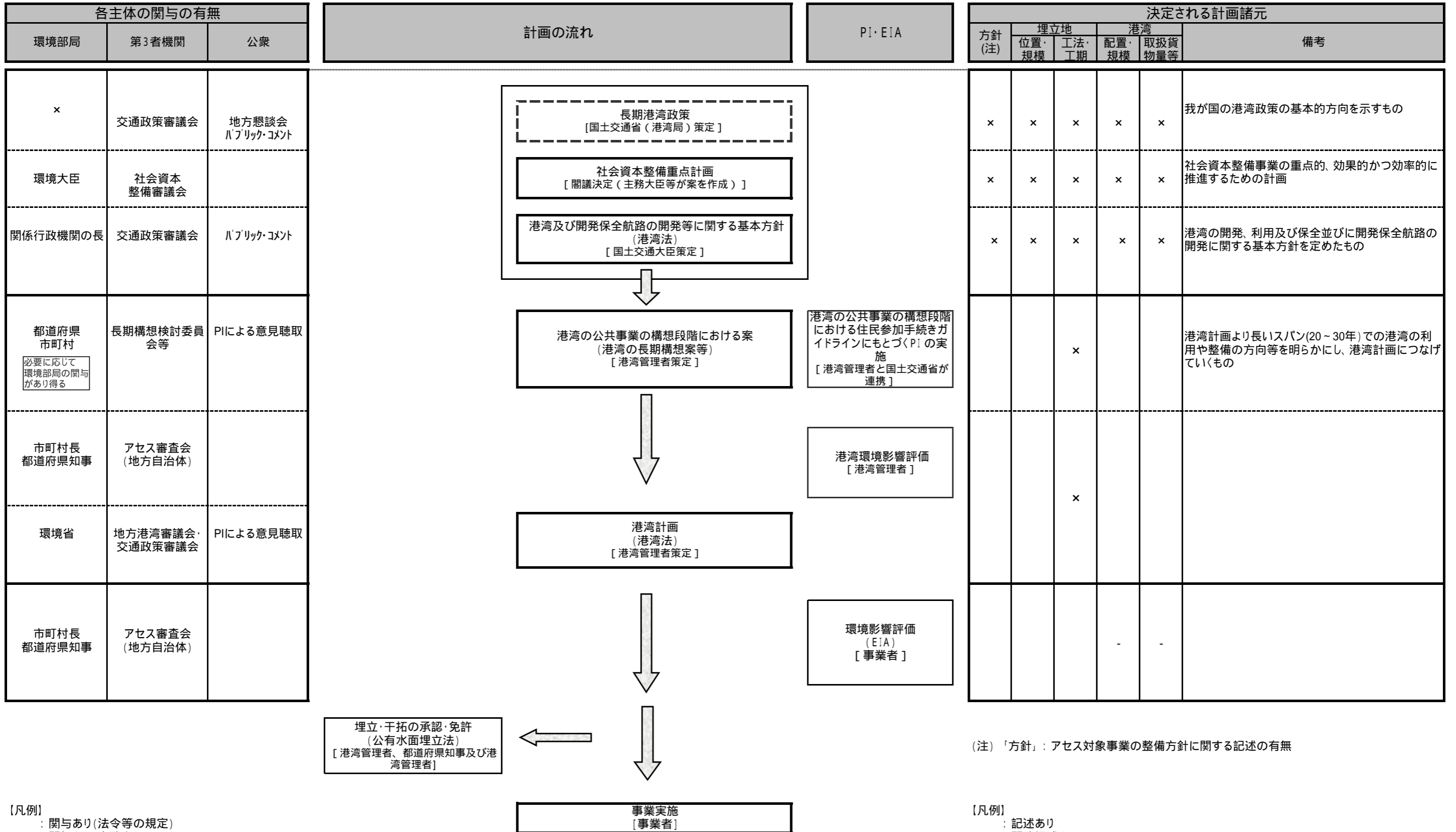
【凡例】  
 ○：関与あり(法令等の規定による閣議決定、大臣協議)  
 ●：関与あり(実務上)  
 ×：関与なし

【凡例】  
 ○：記述あり  
 ●：関連記述あり  
 ×：記述なし

<注釈>  
 ・本表は、国が事業主体となる場合を対象としたものである。

## 上位計画等の策定プロセス

【埋立・干拓(港湾区域)】



(注) 「方針」：アセス対象事業の整備方針に関する記述の有無

【凡例】  
 ○：関与あり(法令等の規定)  
 △：関与あり(実務上)  
 ×：関与なし

【凡例】  
 ○：記述あり  
 △：関連記述あり  
 ×：記述なし  
 -：該当なし

<注釈>  
 ・本表は、重要港湾を対象としたものである。

## 上位計画等の策定プロセス

【土地区画整理事業】

各主体の関与の有無			計画の流れ	PI・EIA	決定される計画諸元						
環境部局	第3者機関	公衆			方針 (注)	施行 区域	面積	土地 利用	地図 スケール	備考	
環境大臣	国土審議会		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">国土形成計画 [閣議決定(国土交通大臣が案を作成)]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">国土利用計画 [閣議決定(国土交通大臣が案を作成)]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">社会資本整備重点計画 [閣議決定(主務大臣等が案を作成)]</div>		×	×	×	×	×	国土の利用、整備及び保全を推進するための総合的かつ基本的な計画	
環境大臣	国土審議会	× 審査経過等公開			×	×	×	×	×		国土の利用に関する基本構想、国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標等を定める
環境大臣	社会資本整備審議会				×	×	×	×	×		社会資本整備事業の重点的、効果的かつ効率的に推進するための計画
環境大臣 (国土交通大臣同意時)	都道府県都市計画審議会	公聴会等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">都市計画区域マスタープラン (都市計画法) [都道府県策定]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">市町村マスタープラン (都市計画法) [市町村策定]</div>	都市計画決定 [都道府県]	計画の熟度によって異なる					都道府県レベル	都市計画の目標、区域区分の方針、土地利用・都市施設の整備等都市計画の決定方針を定める
×	市町村都市計画審議会	公聴会等			計画の熟度によって異なる					市町村レベル	都市計画に関する基本的な方針を定める
×	有識者検討委員会等 <small>必要に応じて開催</small>	主として地権者への説明会	基本構想 (まちづくり基本調査) [都道府県・市町村(事業主体)作成]						基本構想図は 1/2.5~ 1/5千		
市町村長 都道府県知事 環境大臣	都市計画審議会 アセス審査会 (地方自治体)		事業計画案 (区画整理事業調査) [都道府県・市町村(事業主体)作成]	都市計画決定 [都道府県]	環境影響評価 (EIA) [都道府県・市町村(事業主体)作成]					計画図は 1/2.5 千以上	
			事業計画 [都道府県・市町村(事業主体)作成]								
			設計の概要の認可 (国土交通大臣、都道府県知事)								
			事業実施 [都道府県・市町村(事業主体)作成]								

【凡例】  
 ○ : 関与あり(法令等の規定)  
 ● : 関与あり(実務上)  
 × : 関与なし

(注) 「方針」: アセス対象事業の整備方針に関する記述の有無

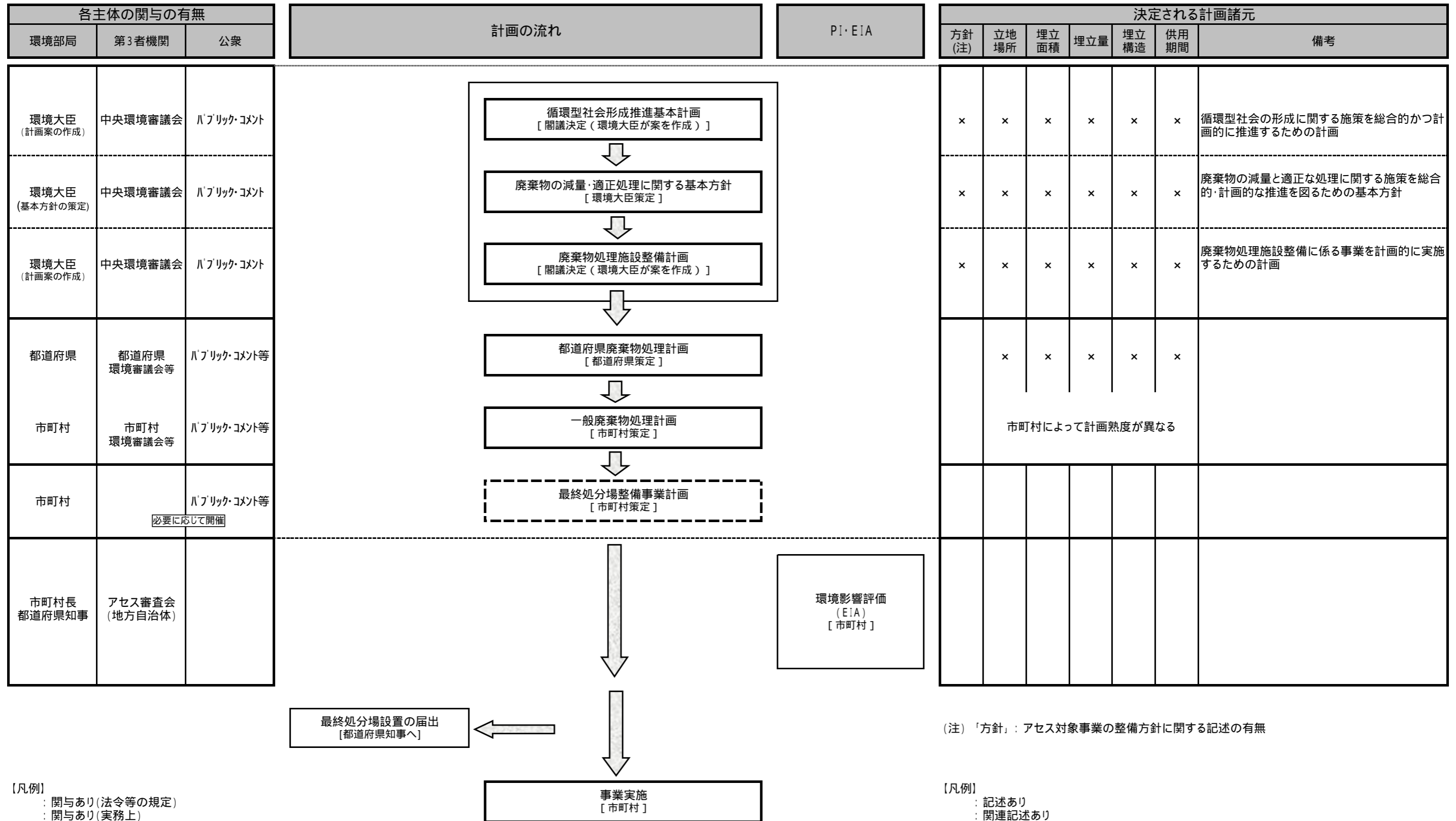
【凡例】  
 ○ : 記述あり  
 ● : 関連記述あり  
 × : 記述なし

<注釈>  
 ・本表は、都市計画決定権者が都道府県、指定都市の場合で、都道府県、市町村施行を対象としたものである。



## 上位計画等の策定プロセス

【廃棄物(最終処分場)】



(注) 「方針」：アセス対象事業の整備方針に関する記述の有無

【凡例】  
 : 関与あり(法令等の規定)  
 : 関与あり(実務上)  
 x : 関与なし

【凡例】  
 : 記述あり  
 : 関連記述あり  
 x : 記述なし

<注釈>  
 ・本表は、市町村が設置する一般廃棄物最終処分場を対象としたものである。

## 参考資料

### 評価イメージ：廃棄物最終処分場に係るケーススタディ

#### 1. 計画特性

##### 1.1 計画の目的

市では、現在××処分場にて一般廃棄物の最終処分を行っているが、残余年数が 年となっており、新たな最終処分場の確保が急務となっている。対象計画は、市における廃棄物の適正な処理を行うため、一般廃棄物の最終処分場を整備するための施設整備基本計画を検討するものである。

##### 1.2 計画の概要

計画の概要を表 1 に示す。

表 1 計画の概要

事業の種類	一般廃棄物最終処分場
廃棄物埋立容量	300 万 m <sup>3</sup>
受入れる廃棄物の種類	焼却残渣、不燃ごみ、粗大ごみ
施設の内容	場内外搬入道路、流出防止堰堤 雨水集排水施設、汚水集排水施設 雨水調整池、汚水調整池、汚水処理施設、遮水設備 等

##### 1.3 計画の作成に至った経緯・背景等

対象計画を検討することとなった背景及び事業の意義は以下のとおりである。

- ・市では、現在××処分場にて一般廃棄物の最終処分を行っているが、残余年数が 年となっており、新たな最終処分場の確保が急務となっている。
- ・現在の××処分場は、過去に拡張工事を既に行っており、現況以上の拡張は見込めない。
- ・市の一般廃棄物処理基本計画で××処分場の残余年数が僅かであり、新たな最終処分場の確保が必要である点が明記されている。
- ・市では廃棄物の資源化や減容化を積極的に推進しているが、ごみ発生量は横ばいの状況である。
- ・市においては市及び地域住民からなる「市一般廃棄物処理計画検討会」が設けられており、この検討会の報告書において、新たな一般廃棄物の最終処分場の必要性が指摘されており、ごみ発生量の低減のための様々な取組を踏まえた上で、必要容量が示されている。

#### 2. 地域特性

##### 2.1 地域の自然的状況

- ・沿岸部の道路は、交通量が多く騒音の環境基準が超過している。
- ・沿岸部には埋立地が広がる。

- ・ 岳には谷戸の環境が残っている地域があり、 トンボや サンショウウオの生息が確認されている。
- ・ 扇状地に 市の天然記念物に指定されている「××の岩」がある
- ・ 岳には「名水 100 選」に選ばれている湧水地がある。
- ・ 岳が地域の景観資源となっている。海岸部を眺望する展望台もある。
- ・ 岳～扇状地にかけては、キャンプ場や自然観察の森などがある。
- ・ 平野部の一部は住居地域に指定されている。

## 2.2 地域の社会的状況

- ・ 岳～扇状地～海岸部を含む地域で、 岳は樹林地、扇状地には畑地や水田、海岸部は道路沿いに市街地や住宅が分布している。また沿岸部には一部埋立地がある。
- ・ 市は、都心部の通勤圏内にあり、人口は増加傾向にある。
- ・ 交通網は、南西～北東の方向では発達しているが、東西方向の道路網が未発達な状態。
- ・ 市の一般廃棄物の最終処分は、現在 市 町に位置する××処分場であるが、残余年数が年と逼迫した状況である。
- ・ 地域の主要な交通網の一つである国道 号は、交通量が\* \* \*台/日を超えており、県道 号交差点から北側部では慢性的な渋滞が発生している。

## 2.3 地域の環境課題等

- ・ 沿岸部の道路沿道の生活環境(大気質、騒音・振動)の改善
- ・ 岳の自然環境の保全

## 3 . 住民からの計画案に対する意見等

- ・ 処分場へ向かう車両は、市街地の中を走行しないでほしい。
- ・ ごみの減量化やリサイクルを徹底すれば、処分場は不要なのではないか。
- ・ 近所に処分場ができるのは嫌だ。
- ・ 地下水にごみからしみ出た有害な液がもれたりしないか。
- ・ 地区の谷戸は、学校の総合教育で利用しており、とても良い環境だ。自然豊かな谷戸を埋めないでほしい。
- ・ 現在も狭い県道を廃棄物の運搬車両が通っており、これ以上負荷を増やすのはやめてほしい。

## 4 . 複数案

A案(海岸部案):自然環境に配慮するとともに住宅地を避け、海岸部の埋立地に設置する案

地域環境目標である 岳の自然環境保全を重視するとともに、住宅地付近の設置を避けてほしいという住民の意見を踏まえ、海岸部の埋立地に処分場を設置する案を設定した。アクセスに国道 号の県道 号交差点から北側を通行する。

B案(扇状地案):国道 号の北側部では慢性的な渋滞が発生しているため、渋滞箇所の交通量を少なくした案

海岸部を通過する国道 号は、地域交通の要として利用されており、交通量は\* \* \*台/日を超え、国道の北側部では慢性的な渋滞が発生している。そこで、計画により国道 号の北側部を通過する交通量を少なくするために、主に県道 号を利用しアクセスできる案を設定した。

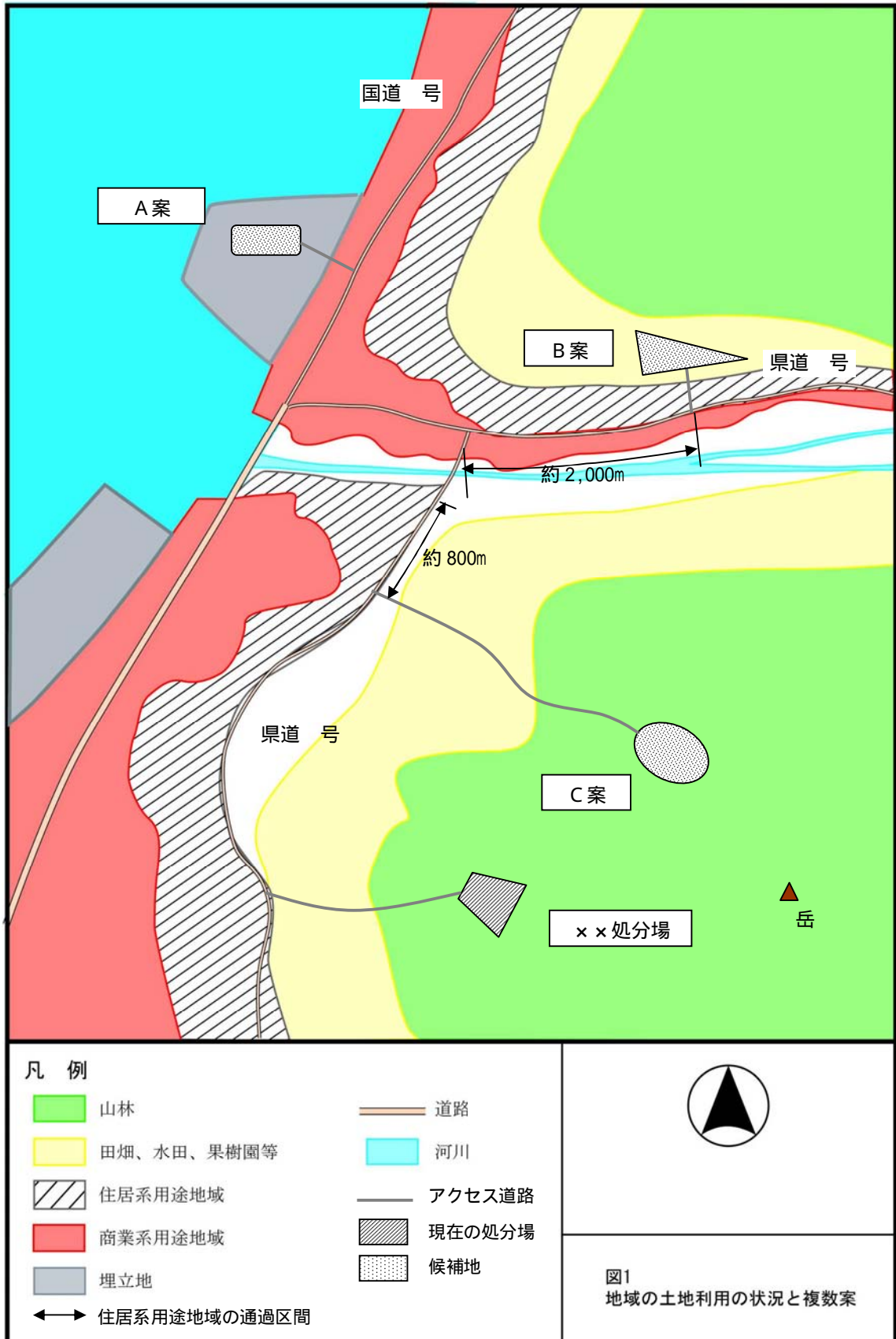
C案（山岳部案）：地形を活かしコストを低減する案

事業費を低減するために、地形を活かした案として、 岳の谷戸の一部に処分場を設置する案を設定した。アクセス道路は、主に県道 号及び県道 号を利用する。

<「事業を行わない案」を示さない理由>

本計画については、「 市一般廃棄物処理計画」等において、ごみ発生量低減のための様々な取組を踏まえた上で、その必要性和必要容量等が示されており、事業を行わない案は採用し得ないことから、また、当該処分場をこのまま使用し続けることは物理的に不可能であるため、事業を行わない案については示さないこととした。





## 5. 評価項目の選定

### 5.1 影響要因の整理

計画に係る事業の実施による影響要因は以下のとおり。

〔存在・供用〕

- ・ 処分場の存在
- ・ 搬入車両の走行

### 5.2 評価項目の選定

選定した評価項目は以下のとおり。

表2 評価項目の選定とその理由

環境要素の区分			存在・供用		理由
			処分場の存在	車両の走行	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質		ABC	搬入車両の走行に伴い発生する大気汚染物質や騒音・振動による周辺の住宅等への影響の程度が著しいものとなるおそれがあるため選定する。
		騒音・振動		ABC	
	水環境	水質	ABC		処分場からの排水により、環境影響を受けやすい地域又は対象が存在するため選定する。
		地下水	C		浸出水の漏水等が生じた場合、環境影響を受けやすい地域又は対象が存在するため選定する。
土壌環境・その他の環境	地形及び地質	B		B案は地域の文化財に指定されている重要な地形が存在するため選定する。	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物・植物・生態系		BC		BC案は地域の動物・植物・生態系への影響の程度が著しいものとなるおそれのある土地の改変を伴うため選定する。
人と自然との豊かな触れ合い	景観		AB		AB案は地域の景観への影響の程度が著しいものとなるおそれがあるため選定する。
	触れ合い活動の場		BC		BC案は地域の人と自然との触れ合い活動の場への影響の程度が著しいものとなるおそれがあるため選定する。

注:表中のアルファベットは複数案(A案、B案、C案)の種類を示す。

## 6. 調査、予測、評価

### 6.1 評価指標の選定

選定した項目について、評価指標を表3のとおり設定した。

### 6.2 調査、予測の手法選定

設定した評価指標を踏まえ、調査及び予測の手法を表3のとおり選定した。

表3 評価指標及び調査・予測手法

評価項目	評価指標	調査手法	予測手法
大気質、騒音・振動	・住居系用途地域の通過距離 ・沿道周辺の住宅戸数 ・沿道周辺の施設数	・主要アクセス道路周辺の住居系用途地域の分布状況を図化(既存資料調査) ・主要アクセス道路沿道 m 内の住宅、学校、福祉施設等の施設数を把握(既存資料調査)	計画案と調査結果を重ね合わせて把握
水質	・利水施設、レクリエーション資源、漁場等	・河川の分布状況と利水施設、レクリエーション資源、漁場等の分布状況を把握(既存資料調査)	計画案と調査結果を重ね合わせて把握
地下水	・井戸、湧水等	・井戸、湧水等の分布状況を把握(既存資料調査)	計画案と調査結果を重ね合わせて把握
地形及び地質	・重要な地形・地質	・重要な地形・地質の分布状況を図化(既存資料調査)	計画案と調査結果を重ね合わせて把握
植物・動物・生態系	・自然植生の改変面積 ・動植物の生息・生育環境の場	・自然植生の分布状況を図化(既存資料調査) ・重要な動植物の生息・生育環境の場の状況を図化(既存資料調査)する。 ・地域の生態系を特徴づける動植物の生息・生育環境の場の状況を図化(既存資料調査)  なお、必要に応じて地元の有識者へヒアリングを実施	計画案と調査結果を重ね合わせ、各指標の改変の程度を把握
景観	・景観資源、眺望景観	・主要な景観資源を図化(既存資料調査) ・眺望景観については必要に応じ現地踏査	計画案と調査結果を重ね合わせ、指標の改変の程度を把握
触れ合い活動の場	・人と自然との触れ合い活動の場	・主要な人と自然との触れ合い活動の場を図化(既存資料調査)	計画案と調査結果を重ね合わせ、指標の改変の程度を把握

### 6.3 評価の手法

予測評価結果に基づいて以下の視点により、各案の環境影響を比較した。

#### 留意すべき環境影響の把握

評価項目ごとに各案の影響の程度を把握するとともに、特に留意すべき環境影響の内容を整理し、対策が必要となる評価項目を把握した。

#### 環境保全施策との整合性の確認

地域特性として把握した地域の環境課題の解決や環境目標の達成等、環境保全施策との整合性について確認した。

なお、本事業における地域の環境課題と環境目標としては以下の2点がある。

- ・ 沿岸部の道路沿道の生活環境(大気質、騒音・振動)の改善
- ・ 岳の自然環境の保全

#### 環境配慮事項の提示

上記 及び を踏まえ、事業実施段階の環境影響評価において留意すべき点等、それぞれの案を採用した場合に必要な環境配慮事項を示した。

## 7. 環境配慮の考え方及び方向性

表4 評価のまとめ

評価項目			A案	B案	C案
			海岸部案	扇状地案	山間部案
環境の自然状態の保持 構成要素の良好	大気環境	大気質 騒音・振動		**	*
	水環境	水質	*	*	*
		地下水			**
	土壌環境・その他の環境	地形・地質		*	
自然環境の多様性の確保	動物・植物・生態系				**
人と自然の触れ合い	景観		*		
	触れ合い活動の場			*	
留意すべき環境影響			・水質(海域) ・景観	・大気環境 ・水質(河川) ・地形・地質 ・触れ合い活動の場	・大気環境 ・水質(河川) ・地下水 ・動物・植物・生態系
環境保全施策との整合性	沿岸部の道路沿道の生活環境(大気質、騒音・振動)の改善		-	0	0
	岳の自然環境の保全		0	0	- -

【凡例】 \*\* : 影響が大きい、 \* : 影響がある、 : 影響が小さい又は特になし  
0 : 現況に同じ、 - : 悪化のおそれがある、 - - : 悪化のおそれが大きい

### A案(海岸部案)

海域への水質及び景観への影響のおそれがあることから、施設の構造等においてこれらの影響に対する配慮を検討する必要がある。

また、アクセス道路となる国道 号では、現在既に騒音の環境基準を超過していることから、事業実施段階においては現地調査及び詳細な予測を行い、負荷低減のための措置を検討することが必要である。

## B案(扇状地案)

住居系用途地域の中を約2kmにわたり通過し、大気質、騒音・振動への影響のおそれがあることから、事業実施段階においては、廃棄物の搬入車両の通過時間帯等について配慮が必要である。

また、排水放流先である川は人と自然との触れ合い活動の場としても利用されていることから、排水の水質管理に十分な配慮が必要である。

付近には、市の天然記念物に指定されている「××の岩」が分布している。

## C案(山間部案)

住居系用途地域の中を約800mにわたり通過し、大気質、騒音・振動への影響のおそれがあることから、事業実施段階においては、廃棄物の搬入車両の通過時間帯等について配慮が必要である。

また、岳の動物・植物・生態系への影響が大きい。動物・植物・生態系への影響は、事業実施段階では不可避となるおそれがあるため、可能な限り回避の検討を行うとともに、事業実施段階においては、改変される谷戸周辺の植物・動物について現地調査を行い、特に重要な場所の保全を検討する必要がある。

排水放流先の下流には、農業用水の取水が行われており、また、湧水地点及び井戸が分布しているため、浸出水の処理、排水の水質管理に十分な配慮が必要である。

B案及びC案は、国道号への計画交通量の集中を避けた結果、住居系用途地域を通過することとなり、住宅地の大気質・騒音・振動への影響のおそれがある。

また、C案は、岳の動物・植物・生態系への影響が大きく、付近には農業用水の取水地点や湧水地点及び井戸が確認されており河川や地下水の水質への影響が懸念される。よって、C案は他の案に比べて環境面からの負荷が大きいと考えられる。

【参考資料】

予測及び評価の結果の例

評価項目			評価指標	A案	B案	C案
				海岸部案	扇状地案	山間部案
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質 騒音・振動	住居系用途地域の通過距離	-	約2,000m (県道 号沿道)	約800m (県道 号沿道)
			沿道周辺の住宅戸数	24戸	120戸	80戸
			沿道周辺の施設数	学校：0 病院：0 福祉施設：1	学校：2 病院：3 福祉施設：2	学校：1 病院：2 福祉施設：2
	水環境	水質	利水施設、レクリエーション資源、漁場等	の漁場 (周辺海域一帯)	川河川敷に ふれあい 広場あり (距離： m)	農業用水の取水あり (距離： m)
		地下水	井戸、湧水等			南西の××m付近に「名水100選」の湧水地点及び井戸あり (箇所)
土壌環境・その他の環境	地形・地質	重要な地形・地質		付近に「××の岩」の分布		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物・植物・生態系	自然植生の改変面積		-	12ha(群落)	
		動植物の生息・生育環境の場		-	トンボやサンショウウオが生息する谷戸を一部改変( ha)	
人と自然の豊かな触れ合い	景観	景観資源、眺望景観	海岸部を望む眺望景観に影響のおそれあり	-		
	触れ合い活動の場	人と自然との触れ合い活動の場		川河川敷に ふれあい 広場あり (距離： m)	アクセス道路が自然観察の森付近を通過 (直接改変はなし)	
各案における留意すべき環境影響			<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質(海域)への影響のおそれがある。</li> <li>・海岸部を望む眺望景観に影響のおそれがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス道路となる県道号沿道の大気質、騒音・振動に影響を与えるおそれがある。</li> <li>・水質(河川)への影響及び水辺の触れ合いの場への影響のおそれがある。</li> <li>・重要な地形・地質への影響のおそれがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス道路となる県道号沿道の大気質、騒音・振動に影響を与えるおそれがある。</li> <li>・水質(河川)、地下水への影響のおそれがある</li> <li>・岳の動物・植物・生態系への影響が大きい</li> </ul>	
環境保全施策との整合性	沿岸部の道路沿道の生活環境(大気質、騒音・振動)の改善		改善されない。負荷が増大する。	現状維持される。	現状維持される。	
	岳の自然環境保全		現状維持される。	現状維持される。	岳の動物・植物・生態系への影響が大きい。	
環境配慮事項			<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質(海域)への影響のおそれがあることから、排水の水質管理について、詳細な予測を行い、必要に応じて設計等に配慮が必要である。</li> <li>・景観への影響が懸念されるため、現地調査を踏まえ必要に応じて施設の構造等においてこれらの影響に対する配慮を検討する必要がある。</li> <li>・アクセス道路となる国道号では、現在既に騒音の環境基準を超過していることから、事業実施段階においては現地調査及び詳細な予測を行い、負荷低減のための措置を検討することが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス道路となる県道号沿道の大気質、騒音・振動について、現地調査や詳細な予測を行い、必要に応じて関係車両の通過時間帯等において配慮が必要である。</li> <li>・水質(河川)、水辺の触れ合いの場、重要な地形・地質への影響のおそれがあることから、必要に応じて施設の構造等においてこれらの影響に対する配慮を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス道路となる県道号沿道の大気質、騒音・振動について、現地調査や詳細な予測を行い、必要に応じて関係車両の通過時間帯等において配慮が必要である。</li> <li>・谷戸周辺の植物・動物・生態系について、可能な限り影響を回避するための検討を行うとともに、現地調査を踏まえ、特に重要な生育・生息環境の保全を検討する必要がある。</li> <li>・水質(河川)、地下水への影響のおそれがあることから、排水の水質管理について、詳細な予測を行い、必要に応じて設計等に配慮が必要である。</li> </ul>	

【凡例】 - :影響は特になし

## 参考資料

### 都道府県・政令指定都市における「地域の環境情報」の整備状況

- 北海道 ほっかいどうの環境 ~ eco インフォメーション ~  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/kss/index>
- 岩手県 いわてデジタルマップ（岩手県作成）中の「土地利用規制図」及び「環境評価関係図」  
<http://gisweb.pref.iwate.jp/iwategis/readMe.jsp>
- 福島県 レッドデータブックふくしま  
<http://www.pref.fukushima.jp/shizen/RedDataBook/top.htm>  
福島県の自然公園  
<http://www.pref.fukushima.jp/shizen/park/sizenkouen/sizenkouen1.htm>  
福島県の自然環境保全地域・緑地環境保全地域  
<http://www.pref.fukushima.jp/shizen/park/hozentiiki/hozentiiki1.htm>  
磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域の区域(福島県景観条例)  
<http://www.pref.fukushima.jp/keikan/jyutenchiiki.htm>
- 茨城県 茨城県の環境情報専門サイト「環境いばらき」  
<http://www.pref.ibaraki.jp/kankyo/>  
茨城県環境白書
- 栃木県 環境影響評価地域類型図  
とちぎの環境  
<http://www.pref.tochigi.jp/kankyoseisaku/home/index.html>  
とちぎの自然環境  
<http://www.pref.tochigi.jp/shizen/sonota/shizen/shizen.index.html>



- 千葉県 千葉県のホームページ（環境白書、環境アセス、大気汚染、水質保全、自然保護等）  
<http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/index2-j.html#4>
- 東京都 東京都のホームページ（環境アセス、大気汚染、水質保全等）  
[www.metro.tokyo.jp](http://www.metro.tokyo.jp)
- 神奈川県 神奈川県レッドデータブック、地域環境評価書（動植物の分布状況などを地域ごとにまとめたもの）
- 富山県 富山県ホームページ分野別案内（環境・自然）  
[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_cat/cat\\_m109000.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_cat/cat_m109000.html)  
富山県 GIS サイト（環境、自然）  
<http://wwwgis.pref.toyama.jp/toyama/main.asp>
- 石川県 [電子情報] 石川県のホームページ「環境・自然」  
<http://www.pref.ishikawa.jp/life/c-03.html>  
生活環境 / 制度・計画 / 環境データ（環境白書等）  
廃棄物 / 自然保護 / 動植物 / 動植物 / 県関係機関  
[紙情報（閲覧可能）の環境情報]  
・石川県の自然公園・自然環境保全地域等配置図  
・石川県鳥獣保護区等位置図  
・騒音の環境基準地域図  
・騒音・振動規制地域図  
・悪臭規制地域図
- 山梨県 山梨県みどり自然課のホームページ  
・山梨県レッドデータブック(H17公表)  
・猛禽類分布調査結果(H13公表)  
・山梨県環境資源調査(H14公表)  
<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/midori/index.html>
- 長野県 長野県ホームページ 分野別案内（社会基盤 - 環境・自然）  
<http://www.pref.nagano.jp/bunya/syakai/kankyokankyo.htm>  
長野県ホームページ 統合型地理情報システム

( 公開地理情報 - 指定・規制地図情報 )

<http://wwwgis.pref.nagano.jp/zyoho.html>

岐阜県 岐阜県まるごと環境パビリオン

<http://www.gifu-ecopavilion.jp/ecopavilion/index.htm>

環境白書 ( 平成 18 年 )

静岡県 環境影響評価データベース

<http://gis.pref.shizuoka.jp/kankyo/>

愛知県 あいちの環境 ( 環境白書、レッドデータブック、大気汚染等 )

<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/index.html>

滋賀県 滋賀県環境白書

<http://www.pref.shiga.jp/biwako/koai/hakusyo/>

三重県 三重の環境と森林

<http://www.eco.pref.mie.jp/index.htm>

京都府 京と地球 ( あーす ) の環境

<http://www.pref.kyoto.jp/kankyo/index.html>

- ・ 京都府環境白書
- ・ 京都府レッドデータブック
- ・ 京都の自然 200 選
- ・ ( 歴史的 ) 自然環境保全地域 など

大阪府 環境 GIS 情報提供システム

<http://eco.epcc.pref.osaka.jp/gismenu/>

兵庫県 兵庫の環境

<http://www.pref.hyogo.jp> ( H19.4.15迄 )

<http://www.kankyo.pref.hyogo.jp> ( H19.4.16 ~ )

奈良県 奈良県環境白書

<http://www.eco.pref.nara.jp/hakusho/index.html>

- 和歌山県 和歌山県自然環境情報マップ（平成 18 年 3 月）
- 岡山県 おかやまの環境（ポータルサイト）  
<http://kankyo.pref.okayama.jp>
- 山口県 快適環境づくりシステム（環境 GIS）  
<http://eco.pref.yamaguchi.jp/ymgis/index.html>
- 徳島県 徳島県環境資源情報図
- 香川県 香川の自然ガイドマップ  
<http://www.pref.kagawa.jp/kankyo/shizen/guidemap/index.htm>  
香川県レッドデータブック  
<http://www.pref.kagawa.jp/kankyo/shizen/rdb/index.htm>  
大気汚染の状況  
[http://www.taiki.pref.kagawa.jp/sanuki\\_sora.htm](http://www.taiki.pref.kagawa.jp/sanuki_sora.htm)  
水質汚濁の状況  
<http://www.taiki.pref.kagawa.jp/SUISITSU/>
- 愛媛県 えひめの環境  
<http://www.pref.ehime.jp/kankyou/k-hp/index.html>  
愛媛県レッドデータブック  
<http://www.pref.ehime.jp/030kenminkankyou/080shizenhogo/00004541040311/index.html>
- 高知県 環境に関する情報  
<http://www.pref.kochi.jp/~kankyou/>
- 福岡県 福岡県ウェブサイト くらしと環境  
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/wbase.nsf/doc/CAHEAD013?OpenDocument>  
ふくおか環境ひろば  
<http://www2.wagamachi-guide.com/fukuoka/hp/index.html>  
福岡県環境白書  
<http://www.fihes.pref.fukuoka.jp/kansei/H18/whiteBookH18.html>

- 福岡県レッドデータブック  
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/kankyo/rdb/>  
自然公園等管内図
- 佐賀県 佐賀の環境（環境マップ、レッドデータブック検索システム）  
<http://www.pref.saga.lg.jp/at-contents/kankyo/kankyo/env/index.html>
- 熊本県 環境特性情報 GIS データベース  
（簡易版 GIS を希望者に貸し出し）  
<http://www.pref.kumamoto.jp/eco/kankyo/index6.html>
- 鹿児島県 自然公園等管内図
- 沖縄県 環境関係情報のポータル的なサイト  
[http://www.pref.okinawa.jp/okinawa\\_kankyo/](http://www.pref.okinawa.jp/okinawa_kankyo/)
- 仙台市 自然環境に関する基礎調査報告書（平成 6 年度・平成 15 年度）
- 千葉市 谷津田等の保全区域（地番を公告により指定）  
当該区域の地図情報について、公共工事施行者に対しては、市役所内部の情報システム内に掲載。民間事業者に対しては、周辺で開発を行う者に対して情報提供を行っている。
- 横浜市 横浜市地域環境特性図第 3 版（平成 13 年 3 月改訂）  
[ 1:30,000 の全市域の図面、8 種類 ]
- 名古屋市 名古屋市公式ウェブサイト  
（環境保全、環境アセス、レッドデータブック等）  
<http://www.city.nagoya.jp/>
- 京都市 京都市の環境  
<http://www.city.kyoto.jp/kankyo/ge/annual/annual.html>  
京都市の環境（概要版）

- 大阪市 大阪市環境白書  
<http://www.city.osaka.jp/toshikankyo/contents/jyoukyou/hakusyo/h18.htm>
- 堺市 環境白書（「堺の環境」）  
[http://www.city.sakai.osaka.jp/city/info/\\_kankei/hakusyo.html](http://www.city.sakai.osaka.jp/city/info/_kankei/hakusyo.html)
- 広島市 環境配慮指針  
<http://www.city.hiroshima.jp/www/contents/1111448539116/files/hairyosisin.pdf>  
広島市の環境（広島市環境白書）  
<http://www.city.hiroshima.jp/icity/browser?ActionCode=genlist&GenreID=1000000001459>  
広島市の生物（広島版レッドデータブック）  
<http://www.city.hiroshima.jp/www/contents/00000000000000/1111488401523/index.html>
- 北九州市 北九州市環境配慮指針（平成 18 年 9 月策定）  
～ 開発事業における環境保全への配慮の手引き～  
[http://www.city.kitakyushu.jp/pcp\\_portal/contents?CONTENTS\\_ID=16121](http://www.city.kitakyushu.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=16121)
- 福岡市 福岡市環境配慮指針 改訂版  
<http://kankyo.city.fukuoka.jp/shiryo/keikaku/index.html>